

3. 実証事業の実施

3. 1 候補地区の情報収集

本調査で実施する実証事業の目的とその主体・体制の考え方を以下に整理する。

■実証事業の目的

パブリックマインドを有する民間主体の創意工夫ある取り組みによって、公共空間・公的空間が効果的に活用され、都市空間の魅力向上やまちのにぎわい創出が図られることが期待されている。しかし、現状では事例も少なく、補助金に依存しない自立的・継続的な公民連携まちづくりの有用性について、社会的認知を広める必要があることから、専門家、先進的事業者との連携を図りながら、その効果及び実施に至るまでの方法論等を具体的に実証し、その成果及びプロセスを社会的にPRする事業を実施する。

実証事業の役割分担

項目	内 容
事業の企画	・民間事業者の企画原案をもとに、実証事業として必要な成果の観点から決定
事業の実施、管理	・民間事業者と共同実施（11 月末までに実施。期間は休日を含む一週間を最低限度として、協議により決定）
実施結果の計測、把握	・民間事業者 ・来街者数の計測や、実施状況の記録等、実施状況や結果を把握する方法、内容は事前に協議して決定

※まち会社、NPO 法人、一般社団法人、民間企業等、実施能力があれば法人形態は問わない

上記の事業趣旨を踏まえつつ、過年度の調査等で関係のある専門家等に対してヒアリングの実施等を通じて、今年度内に公共空間・公的空間を活用したにぎわい創出のための実験を行おうとしている案件、想定しうる案件として、次頁以降の表に示す 28 の候補事業を抽出する。

実証事業の候補事業一覧 (1/4)

NO	市町村	立地	実証事業の実施地区	実施地区の種別	想定実施主体	実施主体の活動実績	想定事業内容
1	千葉県松戸市	大都市圏	松戸駅西口公園	公園	(株) まちづくりエイティ ブ、 松戸まちづくり会議	松戸駅西口周辺にエリアを限定し、既存建物をアーティスト等の活動拠点としてリノベーションする不動産事業を展開するなど、中古ストック活用、リノベーション、エリアマネジメント等の事業を展開。西口公園では、公共空間の魅力的活用の視点で、アートプロジェクトや利活用を考える市民ワークショップを実施。	市民の日常的な心地よい居場所として西口公園の活用可能性を考えるべく、可動イス・テーブルを使った居場所づくり等を行い、集客の増加、滞在時間の増加、来街者満足度の向上等を検証する。
2	埼玉県草加市	大都市圏	草加駅東口駅前広場	道路 (駅前広場)	アコス株式会社 草加市	草加駅前再開発ビル (アコス) の地権者等により設立され、再開発ビルの管理運営を担当。再開発ビル前の民地内広場では、駅前広場の道路空間部分とあわせて、産業振興系のイベントや祭り等を開催。(市の運営) H27年度からリノベーションまちづくり事業が予算化され、公共空間のリノベーション機運が高まっている。	駅前広場の歩行者空間が違法駐輪対策の成果により活用可能となったことを受け、日常的な利用は制限されてきた道路空間等も活用して可動イス・テーブルを使った居場所づくりを行い、周辺の店舗との相乗効果により、集客の増加、滞在時間の増加、来街者満足度の向上等を検証。
3	茨城県つくば市	大都市圏	つくば公園通り (歩行者専用道路) 「紡ぎの庭」	道路	(公財) 筑波メディカルセンター NPO つくばアーバンガーデニング	2009年、筑波メディカルセンター病院前の広幅員歩行者専用道路の街路樹足元を病院、筑波大学、地域NPO三者の連携により座れる小花壇に再生。以降6年間病院が自主管理。移動販売車1台の導入も民地内で実施。	「公園通り」に対して両面から建物が面している唯一の場所であり、病院の正面玄関とパン屋、レストランが面しており、公園が隣接。可動イス、テーブルなどの設置により公園利用者、大学生、通行者、通院者、入院患者、病院関係者の居場所となることが見込まれる。
4	茨城県つくば市	大都市圏	研究学園駅駅前通り	道路	研究学園駅センター地区協議会	街おこしのイベントとして、「つくコン」(街コン)を開催してきている他、駅前広場のイルミネーション、季節イベント等を実施、近年では、協議会と地権者であるホテルが協力して歩道空間を活用したイベントも行っている。	広幅員の歩道空間として日常利用が可能であることから、可動イス・テーブル等による居場所づくりが見込まれる他、つくコンを開催してきたネットワークを生かして、テイクアウトによる飲食の提供等も可能性がある。
5	青森県弘前市	地方	吉野町緑地公園	緑地	弘前青年会議所、 弘前商工会議所青年部 弘前市 等	吉井酒造煉瓦倉庫自体は、弘前出身のアーティスト・奈良美智氏が自身の個展を開いたことを契機に、展覧会が数度にわたって開催されたことで有名となり、文化的価値が広く認知されるようになった。弘前市では吉野町緑地周辺整備事業の一環として煉瓦倉庫を取得した。 地元青年組織により、緑地を活用したワークショップやイベント等が実施され、煉瓦倉庫利活用と連携した利用が検討されている。	取得した煉瓦倉庫について、耐震補強等対応の上、3年後をめどに美術館をオープンさせる予定。市は吉野町緑地を煉瓦倉庫と一体に、中心市街地の新たな核として育成したいと考えている。 民間サイドの意欲も高く、今年9月末に煉瓦倉庫前で音楽フェスが行う予定。 今回は、これらの動きに連動しながら、緑地空間での可動イスやテーブル、キッチンカー等の設置などにより、新たな居場所づくりを行うことを考えている。
6	福岡県福岡市	地方	天神地区の道路	道路	we love 天神協議会	警固公園のスケートリンクの設置、地区全体の清掃、安心安全の向上を図るまちづくりの実現、オープンカフェ社会実験、不法自転車対策・自転車押し歩き、道路を活用したイベント「FUKUOKA STREET PARTY」等、永年にわたってエリアマネジメントの先進事例として多様な活動を実施。	協議会では、地区内での滞留行動を積極的に促すような仕掛けについて検討中。地区内の店舗やオフィス、公園の前など、複数の箇所に同時に実証事業会場を設置することにより、認知効果を高め、様々なタイプの実証知見を得る実験の実施が検討できる。
7	福島県いわき市	地方	大工町公園	公園	平まちなか復興まちづくり 計画推進プロジェクトチーム	磐城平城 (いわきたいら城) 本丸跡地を活用した期間限定での無料開園イベントの実施や、イオン、ヨーカドーなど地元の大規模商業施設と連携した地域への貢献、街の活性化活動を実施するなど、震災復興を起点とした地域活性化活動を行っている。	中心市街地活性化基本計画の認定に向けて協議会を発足、実施想定主体もそれに向けた各種事業の実施を検討している。大工町公園に関しては、オープンカフェ的な休憩スペースの設置と周辺施設のリノベーション事業の一体的な実施を検討しうる。

表中における想定事業内容は、各地区において既に検討が進められているものに加えて、活動実績等を踏まえて、本調査の事務局において独自に想定したものが含まれており、必ずしも想定実施主体の了解を得ているものではない。

実証事業の候補事業一覧 (2/4)

NO	市町村	立地	実証事業の実施地区	実施地区の種別	想定実施主体	実施主体の活動実績	想定事業内容
8	愛媛県松山市	地方	花園町通り	道路	花園町東通り商店街組合 松山アーバンデザインセンター (UDCM) 松山市	花園町通りにおいて、平成24年10月末～11月頭にかけて、車線を減らし、歩道を拡大する交通社会実験と、広がった歩道空間を活用した賑わい・憩いの空間づくり社会実験を実施。賑わい・憩いの空間づくりは、主に通りの西側で実施。	平成24年度の社会実験の実現整備を見据えた更なる実験。通りの東側において、日常的な使い方や地元NPOによる管理を目指すため、サンフランシスコ市のParkletのような暫定整備や屋外図書館設置を実施。あわせて、隣接する民間所有空地を活用した俳句甲子園のサテライトイベントを実施。また、木製可動式ファニチャーのプロトタイプをWSを通じて作成する。
9	神奈川県小田原市	大都市圏	銀座通り商店街	道路	ほっとファイブタウン 小田原まちなか市場実行委員会	ほっとファイブタウン代表が中心となり、銀座通り商店街において、定期的に朝市(第2・第4日曜日)や軽トラ市を開催(車両通行止め)。	本年11月29日の軽トラ市の開催にあわせて、道路上へのファニチャー配置等の空間暫定整備な仕掛けを実施。あわせて、普段はシャッターが閉じてしまっている空き店舗を飲食施設等で活用することで、空家活用の可能性を周知。
10	愛知県豊田市	大都市圏	豊田市駅西口ペDESTリアンデッキ	道路(デッキ)	あそべるとよた推進協議会 (まちづくり会社、自治体等で構成)	平成27年5月24日のふれあいフェスタにあわせて、本年10～11月に予定されている豊田市駅東口・西口の道路空間活用プロジェクト(あそべるとよたプロジェクト)を試行的に実施。	デッキの中央部の広場的空間の道路区域除外を見据えて、本年10～11月に予定されているあそべるとよたプロジェクトにあわせて、ファニチャー設置やオープンカフェの展開、各種パフォーマンスの開催を実施し、その利活用の効果を検証。
11	東京都豊島区	大都市圏	グリーン大通り	道路	Knit Green 実行委員会 現庁舎周辺まちづくりビジョン連絡会グリーン大通り部会 豊島区	平成27年5月1日～6月28日の2ヶ月間、これからの池袋生活を豊かにする公共空間づくりのために、オープンカフェの常設に向けた社会実験を実施。あわせて、同エリアにて毎週土日にマーケットイベント「Green Blvd Market」を実施。	グリーン大通りにて、民間主体のエリアマネジメントの一環として、過去の社会実験の内容を発展させる形で、飲食店舗の展開、出店料の徴収、パークレットの暫定整備等の新しい活動を展開。
12	静岡県静岡市	地方	青葉シンボルロード	公園、道路	I Love しずおか協議会 APS 推進会議 静岡市 静岡市まちづくり公社	静岡市の中心部「おまち」活性化のため、地元経済界が一体となって組成され、各種イベントやクリーンキャンペーン等多彩な活動を実施。青葉イベント広場等を活用したスケートリンク等、公共空間の活用にも実績がある。	平成26年度のプレイスメイキング・ワークショップ/シンポジウム in 静岡の成果、APS 推進会議からの提言を受け、青葉シンボルロード(公園・道路・広場に複合的に指定)において、沿道店舗の協力を仰ぎつつ、可動イス・テーブルや人工芝、移動式図書館の配置等を実験的に実施。
13	東京都目黒区	大都市圏	中目黒児童遊園	公園	中目黒アーバンデザインスタジオ (NUDS) ナカヨシ会 目黒銀座商店街	NUDS は官民学連携のプラットフォーム組織で、工学院大学遠藤新研究室が事務局を担っている。2012年度の設置後、地元商店街や公園等でワークショップ・イベントを毎年実施。屋台式テーブルについては、設計は完了。	中目黒児童遊園に隣接する飲食店舗の協力を得ながら、公園と路地にあらたな居場所づくり(仮設デッキスペース、可動イス、屋台式テーブル)を行う。ウラの場所となった児童遊園を、オモテの雰囲気へ転換。集客の増加、滞在時間の増加、来街者満足度の向上等を検証。また、日常的には屋台式テーブルを周辺店舗前面等で保管・活用することで、まちの装いにも変化をもたらすことを狙う。
14	宮城県気仙沼市	地方	南町海岸公園、南町新商店街エリア	公園、道路、防潮堤	気仙沼地域開発(株) 気仙沼内湾地区復興まちづくり協議会	津波被災地気仙沼市中心街の内湾地区では、まちづくり協議会によって、復興まちづくり計画が取りまとめられた。計画の実現に向けて、まち会社である気仙沼地域開発株式会社が官民連携によるウォーターフロントの賑わい創出プロジェクトの事業を推進。土地区画整理事業による造成工事が進み中で、今年度から来年度にかけて公園や商業施設の設計が予定。	市民に対して、ウォーターフロントや新商店街等の復興プロジェクトをアピールすると同時に、完成後のマネジメントのあり方を検討するため、朝市や港まつりなどイベントの舞台として整備予定の海岸公園でマルシェを開催すると共に、整備予定の防潮堤の上の海の見えるデッキ空間を想定して、防潮堤の高さの床を単管で組み、地元コーヒー店による出張カフェを実施。また、歩行者優先のボードウォークとして整備予定の海の見える道(新商店街)でオープンカフェのイベントを開催。

実証事業の候補事業一覧 (3/4)

NO	市町村	立地	実証事業の実施地区	実施地区の種別	想定実施主体	実施主体の活動実績	想定事業内容
15	熊本県熊本市	地方	(仮称) 花畑広場、辛島公園	広場、公園	熊本大学まちなか工房 熊本市	(仮称) 花畑広場は現在整備が開始された桜町・花畑シンボルプロムナードの一部となる場所であり、暫定供用されている広場である。平成27年3月の暫定オープン時には、記念イベント「城下広間の宴～ランチだよ！全員集合！！」の企画運営を行い、さらに可動式の「くのいす」のデザインなども行っている。	この広場の暫定利用中に得られた知見は最終形に反映される。(仮称) 花畑広場は、その地の利を活かし、既に多くの民間団体にイベントとして活用される予定である。そこで、非イベント時(日常)利用を想定した使い方の提案を行い、実証的に検証する。また、広場指定の花畑広場と隣接する辛島公園との連携利用を模索する。
16	愛知県大府市	大都市圏	大府駅前広場	駅前広場	大府商工会議所まちづくり委員会 工学院大学建築学部遠藤新研究室	大府商工会議所は地域活性化のための取り組みを長年続けている。昨年、新たな体制でまちづくり委員会を設置して、まちづくりビジョン(仮称)の策定にむけた議論・作業を継続している。	東口駅前広場のロータリー内にある駐車場(P&R)の一部を仮設広場(仮設デッキスペース、可動イス、テーブル)として実験。さらに駅前広場に面するホテルの前面(民地と道路を一体的に活用)にも可動イスとテーブルを設置。集客の増加、滞在時間の増加、来街者満足度の向上等を検証。
17	富山県富山市	地方	越中八尾駅前通り地区	道路、駐車場(民地)	八尾山田商工会 工学院大学建築学部遠藤新研究室	JR越中八尾駅西口の対象地区では、平成18年に、坂のまちアート in やつおにあわせて、商工会と地元商店会が中心となって、照明およびアート展示の社会実験を実施した。現在は官民の境界をなくした考え方で、県、市、住民含めて、商店街照明整備計画が進行中。	空地の有効利用を目指して、街路を一体の空間として防犯灯の設置、景観向上としての植栽、建物壁面の装飾等、八尾独自の歩いて生活できる町の社会実験を実施。駅前広場に隣接する駐車場(P&R利用)では一部を仮設広場(仮設デッキスペース、可動イス、テーブル)として実験。将来的には仮設コンテナによるたまり場所を計画。集客の増加、滞在時間の増加、来街者満足度の向上等を検証。
18	静岡県静岡市	地方	草薙駅周辺地区	駅前広場、道路	草薙駅周辺まちづくり検討会議 工学院大学建築学部遠藤新研究室	検討会議が中心となって、草薙駅周辺の駅前広場や駅前通りの整備を含む、駅周辺整備の構想を昨年度に市長提言。昨年夏には駅前商店街通りでマルシェの社会実験を実施。検討会議は昨年設立。現在も民間駐車場で定期的にマルシェ開催中。	現在は再開発ビルを建設中。2年後には駅前広場が完成予定。工事中の期間にも駅前広場を人の滞留スペースとなるよう可動イス、テーブル、植栽の設置する実験の実施。さらに駅前広場につづく商店街の通りでは、道路の停車帯を歩行者の滞留空間(Parklet、Flexible Zone)として実験的設置。集客の増加、滞在時間の増加、来街者満足度の向上等を検証。
19	奈良県桜井市	地方	門前町の商店街	道路	NPO 法人泊瀬門前町再興フォーラム	歴史的建物が残る奈良・長谷寺の門前町では、人口減少、高齢化、観光客の減少などが相まって、空き町家や空き地が増えている。この5年間に、住民参加型まちづくりファンド(民都機構)を活用した町家拠点等が整備され、今年度は、桜井市が、早大との共同研究で景観まちづくり構想を策定し、来年度以降に街並み整備(カラー舗装化、街なみ環境整備事業等)を行う予定。	現在、門前町には、通過交通があるため、観光客や地元住民は、まちで生活する上で、危険な環境にさらされている。将来的には、バイパスが整備されるため、門前町を歩行者優先の道に整備すると同時に、老朽化した町家の街並み整備を進めていきたい。社会実験では、バイパス完成後を想定して、時間規制を行い、オープンカフェによるイベントなどを実施。
20	和歌山県和歌山市	地方	和歌山市駅前通り	道路	商店街自治会 和歌山大学 和歌山市	和歌山市駅前地区商店街連盟、地元自治会及び和歌山大学が連携し、「市駅まちづくり実行会議」を発足させ、ワークショップを実施しながら具体的なまちの将来像を検討している。今年6月には、まちづくりにおける市民参画について、市長要望を行い、近いうち市と民間による協議会が結成される予定。	往復4車線の駅前通りの片側2車線を車両通行止めとし、歩行者専用空間化する。歩行者空間化した場所には出店やカフェ等を展開すると共に、部分的に芝生を敷くことも想定している。これによって、駅前通りの賑わい創出の検証、市民の間での将来的な歩行者空間拡張・広場化イメージの共有、市駅前の再生に向けた市民意識の醸成を目的とする。

実証事業の候補事業一覧 (4/4)

NO	市町村	立地	実証事業の実施地区	実施地区の種別	想定実施主体	実施主体の活動実績	想定事業内容
21	熊本県熊本市	地方	白川緑の区間	河川緑地	熊本青年会議所 熊本河川国道事務所	平成27年4月に供用された白川の明午橋から大甲橋間の河川緑地(緑の区間)を会場とし、国土交通省等と連携しながらミズベリングイベント(水辺のコンサートやマルシェなど)を計4日間開催し、延べ1万人以上の来場を得た。特に青年会議所はミズベリング会議を主催し、約100人の市民とともに「緑の区間」の今後の利活用の方向性をまとめた。	周辺地区と競合しない(マルシェなどではない)緑地の活用方法、河川利用を積極的に行っているNPO団体との協働による水辺利用・学習の機会の提供などが求められるため、ミズベリング会議を継続的に開催し、WSを通して河川緑地の利活用を検討。
22	熊本県宇城市	地方	三角東港	港湾緑地	宇城市商工会三角支所 宇城市	宇城市商工会三角支所を中心とした実行委員会は、三角港の港湾緑地において、2013年度よりオールドカーフェスティバルを開催し、多くの集客を得ている。	現在整備中の三角東港ではフェリーターミナル駐車場跡地を活用した広場において、空間の活用を試行し、その整備に反映。
23	佐賀県佐賀市	地方	十軒堀川	河川	NPO法人みなくるSAGA	市内を網の目のように走るクリーク(水路)を生かした街なかの再生を目的とし、「水と暮らし調査」を実施。江戸期由来の「佐賀城下・十軒堀川」の防災的側面、観光側面の重要性に着目し、調査・研究を実施。	十軒堀川の歴史的要素を取り入れた観光資源としての活用に向けた社会実験として、大学・建築士会・地域住民との協働による川下りモニター運行を実施。水辺の環境・景観づくりによる「佐賀特有のクリークとともに暮らすまち」の風景の創出、住環境向上による街なか居住の促進、観光客・来街者の増加等の効果を検証し、将来的に観光船事業への展開も視野に入れた検討を行う。
24	佐賀県佐賀市	地方	中央大通り	道路	中央大通りエリアマネジメント協議会	平成26年度に策定された「佐賀市中央大通り再生計画」の推進主体となって、具体的な目標を定め、目標を実現するための取り組みを実施するために地域住民及び関係者で組織された実働主体として中央大通りエリアマネジメント協議会が設立された。現在、社会実験の実施に向けた協議を開始したところである。	佐賀市のシンボルロードである中央大通りを「歩行者に優しい通り」に転換するため社会実験として、車両通行を規制し、道路空間を活用して憩いや賑わいを創出するための「おもてなしベンチ」を設置すると共に、オープンカフェの営業等を実施。
25	福島県石川町	地方	旧福島県合同庁舎	建築物、建築物外構	石川町 (協働する民間事業者については現在模索中)	石川町では、中心市街地の町有地を有効活用し、活力と賑わいを取り戻すため、平成25年度に町民や町内各団体の代表者及び専門家等からなる「まちなか再生委員会」を組織し、平成27年4月、「まちなか再生行動計画」を策定。現在、事業の具体化に向けての取組みの実施プログラムの検討と財源の確保を検討しているところである。	旧福島県合同庁舎(現在も一部を活用、残りの空間は空きスペース)を活用して子どもから高齢者まで、誰もが集い、憩える賑わいの場づくりの社会実験を行い、該当地の利活用方法についての検証を実施。
26	神奈川県横浜市	大都市圏	アンパンマンミュージアム公開空地	公開空地、民有空地、広場、道路	アンパンマンミュージアム横浜市 (財)みなとみらい21	みなとみらい地区の公開空地、行政管理の歩道、道路等を有効利用し、地域の活性化を促進することを目的として、様々な社会実験が行われている。	みなとみらい地区で展開されている数々の社会実験の一環として商業施設の公開空地を活用し、新たな人の流動を促進する実験を実施。ミュージアム敷地全体、周辺のイメージを統一し、人気を感じる景観を整備することにより、施設内への人の誘導だけでなく、周辺の人の滞在の増幅度を検証する。
27	群馬県桐生市	地方	新桐生駅周辺、錦町1丁目商店街	公園、道路、広場、民有空地、空家	群馬県、桐生市、商工会、錦町1丁目商店	錦町1丁目商店街において、「やどりびプロジェクト」として、空き家、店舗、空地の利用に関するワークショップを中学生も含めて行ってきたと同時に、新桐生駅周辺整備に向けた地域住民の意見交換会も実施している。空き家問題に対して、市内部に専用部署を設置し、様々な取り組みを推進	本町エリアは法定地区に指定され、まちの景観要素は新桐生駅から本町までの県道66号線に集中している。空地の視線の抜けを考慮しつつ、景観要素を可視化し、空地、空き家の有効利用のワークショップを実施する。
28	福島県いわき市	地方	久之浜地区～復興再開発地区	公園、道路、広場、空地、民有空地、防災緑地	久之浜・大久地区復興協議会 福島県いわき建設事務所 いわき市 商工会青年部 まちづくりサポートチーム	久之浜・大久地区の景観条例作成、防災緑地の有効利用ワークショップ、子供を中心としたワークショップ、防犯灯設置社会実験などを実施。取り組みに伴いキッズデザイン賞を多数受賞。	地区の景観要素の抽出を受け、地区活性化を目指しつつ、復興商業施設整備や新整備地区の景観形成に向けた社会実験を実施。また同時に被災地区の空地の有効利用の可能性をワークショップ上にて議論。

3. 2 候補地区の比較検討と実証事業地区の選定

前節で抽出した 28 の実証事業候補事業について、「実現可能性に関しての不安材料がないこと」、「一定の成果の見通しが見込まれること」、「実証内容に他地区に展開できる普遍性を含んでいること」、「従来の社会実験に比べて新規性がみられること」等を考慮しつつ、下表の基準を基に評価を行い、第一次選定を行う（第一次選定の詳細については、次頁の表を参照）。

実証事業候補事業の評価基準（それぞれ 3 段階で評価）

①実施の実現可能性（必要条件）	・ 実施主体の経験や遂行能力
	・ 行政との協力体制
	・ 許認可等、関係機関との調整
	・ 地元関係者や周辺住民の同意
②成果の見通し	・ 変化のわかりやすさ、与える印象
	・ 集客等の見通し
	・ 周辺店舗やその顧客の評価
	・ 実証事業を通じた人材の育成
③モデルとしての普遍性・汎用性	・ 普遍性、汎用性
④テーマの新規性	・ 新規性

前頁の一次選定の結果、以下の8事業を抽出する。

一次選定事業

実施地区の種別	実施地区	市町村
公園・緑地空間活用	吉野町緑地	青森県弘前市
	中目黒児童遊園	東京都目黒区
道路空間活用	つくば公園通り	茨城県つくば市
	花園町通り	愛媛県松山市
	豊田市駅西口ペDESTリアンデッキ	愛知県豊田市
	グリーン大通り	東京都豊島区
	草薙駅周辺地区	静岡県静岡市
	駅前通り	和歌山県和歌山市

これらの一次選定事業について、想定事業主体等に更に詳しくヒアリング等を実施し、評価基準への整合性について検証を行い、下表に示す選定理由に基づき、以下の2つの事業を対象事業に選定し、実証事業を実施することとする。選定にあたっては、対象地の種別として、「公園・緑地空間活用」と「道路空間活用」からそれぞれ1案件を選定することとした。

その結果、眺望等、優れた立地条件を備え「座り場づくり」という公園利用の新しいテーマであり、かつ、地方都市での汎用性についての検証が可能な弘前市吉野町地区と、過去の社会実験の経験を生かして、飲食店舗の展開等、今後の他都市への展開が期待される先進的な道路空間活用の検証が可能であり、かつ、多数の人に「居心地の良い」公共空間を利用してもらえ、豊島区グリーン大通りを選定した。（具体的な理由等は次頁参照）

実証事業の選定地区

事業名	立地	実施地区	種別	実施主体	選定理由
座り場プロジェクト@ひろさき 2015	地方都市 青森県 弘前市	吉野町 緑地公園	緑地	弘前青年会議所 協力：弘前市、土手町振興組合連合会等	<ul style="list-style-type: none"> ・「座り場づくり」という公園利用の新たなテーマが、評価基準④のテーマの新規性について最も期待ができる地区である。 ・眺望等、立地的に優れた条件を備えており、居心地よい都市空間の創出という観点でポテンシャルが高いため、評価基準②の成果の見通しのなかの変化のわかりやすさについて最も期待ができる地区である。 ・地方都市で実施することで、評価基準③のモデルとしての汎用性についての検証が可能である。 ・日本におけるプレイスメイキング研究の第一人者、筑波大学・渡和由准教授のアドバイス・監修に基づき実施することが可能。
GREEN BLVD MARKET	大都市圏 東京都 豊島区	グリーン大通り	道路	Knit Green 実行委員会 豊島区	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の社会実験の経験を踏まえて、飲食店舗の展開、出店料の徴収、パークレットの暫定整備等、道路空間活用の先進的な取り組みの検証を行うことが可能であり、評価基準①の実現可能性や、④のテーマの新規性について最も期待ができる地区である。 ・飲食店舗出店のノウハウは、評価基準③のモデルとしての汎用性についての検証が可能であり、今後の他都市においても活用が期待される。 ・立地条件からみて、評価基準②の成果の見通しのなかの集客面で多数の人に利用してもらえる可能性があり、実証事業の普及啓発効果が高い。

3. 3 弘前市における実証事業の実施

3. 3. 1 実証事業の概要

■事業の目的

地方都市における公園・緑地を活用した公共空間の魅力向上の試みとして、可動イスとテーブルをもちいた「座り場」を設置し、市民の心地のよい居場所づくり、賑わい形成への効果を検証する。あわせて、現在、弘前市が整備構想を検討している旧吉井酒造煉瓦倉庫の歴史的景観と一体となった「自由利用公園」のイメージを発信し、街全体の活性化の契機とする。

■実施場所

吉野町緑地（正式名称：土淵川吉野町緑地）及び隣接する旧吉井酒造煉瓦倉庫の一部

■事業主体

事業主体：弘前青年会議所（代表者：副理事長 吉川裕之氏）

協力：弘前市（都市環境部）、弘前下土手町商店街振興組合

弘前青年会議所（以下、「青年会議所」とする）は、吉野町緑地に隣接する煉瓦倉庫において、平成14年から3回、弘前市出身の現代美術家である奈良美智氏による個展が開催された際に、弘前大学、NPOとともに実行委員会のメンバーであった。また、市が主催する「Cross.S」という「音楽」「クラフト」「フード」をテーマとするイベントへの協力や、平成26年に市が実施した、「吉野町緑地の未来を語るグループミーティング」に参加するなど、実施地区に関連する取組について実績がある。また、市（ひろさき魅力プロデュース室長）が環境デザイン・プレイスメイキングを専門とする筑波大学／渡和由准教授を弘前市に招き、街なかアートプロジェクト「座り場（みんなのイス）@ひろさき」に関する勉強会を実施した際に、市が実行主体として青年会議所を想定し、勉強会への参加を呼びかけ、一緒に検討を行った実績もある。なお、市が実行主体として想定した理由として、青年会議所は次代を担う若い世代で構成されており、また、小回りの利く組織・体制であることなどがあげられる。一方、青年会議所の平成27年の職務分掌には、吉野町緑地公園周辺の利活用の検討が位置づけられており、青年会議所としても、事業主体として取り組む体制ができていた。

■事業の概要

- ・可動イス・テーブルを活用した座り場づくり
- ・交換型本屋や移動珈琲店の設置、参加型プログラム等の実施、その他賑わいづくりの仕掛けを実施



実証事業の全体の様子

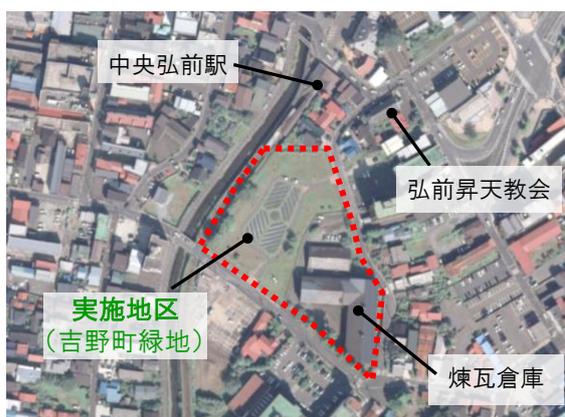
3. 3. 2 地区の概況と位置づけ

■地区の概況

実証事業の実施地区となる吉野町緑地は弘前市の中心市街地に位置する、面積 6,265.12 m² の都市公園（行政財産）である。

公園に隣接してビールやシードル等の酒造りが行われていた歴史的建造物である煉瓦倉庫（平成 27 年に弘前市が酒造メーカーから取得）や弘南鉄道大鰐線中央弘前駅、煉瓦造りの弘前昇天教会などが立地している。

公園内には、ベンチや水飲み場、街灯などの設備はあるが、トイレはない。



(出典：弘前市地図情報サイト)



吉野町緑地



吉野町緑地からみた煉瓦倉庫



弘南鉄道大鰐線中央弘前駅



弘前昇天教会

■事業実施にあたっての所与の状況

○上位計画での位置づけ

・弘前市では、平成3年ごろから吉野町緑地に隣接する吉井酒造(株)が所有していた煉瓦倉庫を中心に、アートをテーマにしたまちづくりについて検討を行ってきた。平成25年には、吉野町緑地に隣接する弘南鉄道大鰐線弘前駅等の周辺地域活性化基本構想を策定し、吉野町緑地周辺を新たな観光文化の拠点として位置づけている。平成27年には、吉野町緑地周辺を含む「弘前市中心拠点地区都市再生整備計画」を作成し、煉瓦倉庫とあわせて歴史・文化にふれあえるまちづくりの核として基幹事業に位置づけるとともに、基本構想を踏まえた「弘南鉄道大鰐線中央弘前駅前広場周辺利活用計画」を策定し、吉野町緑地と煉瓦倉庫及び中央弘前駅と駅前広場の再編整備を一体的に行うことを位置づけている。

また、現在改定作業中の「弘前市中心市街地活性化基本計画（平成28年に改定予定）」においても、弘前駅前エリアと弘前公園エリアをつなぐ重要なエリアとして、隣接する吉野町煉瓦倉庫等を一体的にまちの文化・交流の拠点として整備することが位置づけられている。

○市役所内の体制づくり

・平成26年4月に、吉野町緑地を中心としたエリアを「世界を感じる芸術に触れ、夢が育つひろさき」を選挙公約の一つに掲げた市長が再選し、10月には吉野町緑地周辺地区の利活用の検討・実現等をミッションとする市長直轄の「ひろさき魅力プロデュース室」が新設され、以前から市のシティプロモーション関係の会議等にアドバイザーとして出席するなど市のまちづくりと関係が深かった弘前市出身の元大手広告代理店社員が室長として迎えられる。このころから、市民や商工会議所、観光コンベンション協会、弘前美術作家連盟、小・中学校等文化連盟等から、文化・交流拠点づくりに関する要望等が提出されるようになり、行政と民間等が一体となって文化・交流拠点づくりに向けた環境が醸成されつつある。

○ハード面での取組状況

・吉野町緑地では、弘前市が平成16年に土地を所有していた企業から取得し、平成17年に緑地として供用を開始した。隣接する煉瓦倉庫については、弘前市が平成5年ごろから土地・建物所有者である吉井酒造(株)と取得交渉を行い、一時は取得を断念するものの、市民等からの要望等も後押しし、平成27年に取得交渉がまとまり、緑地と煉瓦倉庫が一体となった文化・交流拠点の実現に向けて大きく前進することとなる。

○ソフト面での取組状況

・煉瓦倉庫では、平成14年から3回、弘前市出身の現代美術家である奈良美智氏による個展が開催されており、当時の弘前青年会議所を中心に、弘前大学、NPOとともに実行委員会が組織された。一方、吉野町緑地においても、平成25年から市が主催（弘前青年会議所等が協力）の、「Cross.S」という「音楽」「クラフト」「フード」をテーマとするイベントを開催しており、平成27年は2日間で約2,000人が来場するようなイベントに成長し、市民にとっても文化・交流拠点としての認知度が高まってきている状況にある。

・平成27年4月には、市（ひろさき魅力プロデュース室長）が環境デザイン・プレイスメイキングを専門とする筑波大学／渡和由准教授を弘前市に招き、街なかアートプロジェクト「座り場（みんなのイス）@ひろさき」に関する勉強会を実施した。その際に、市が実施主体として弘前青年会議所を想定し、勉強会への参加を呼びかけ、一緒に検討を行った。

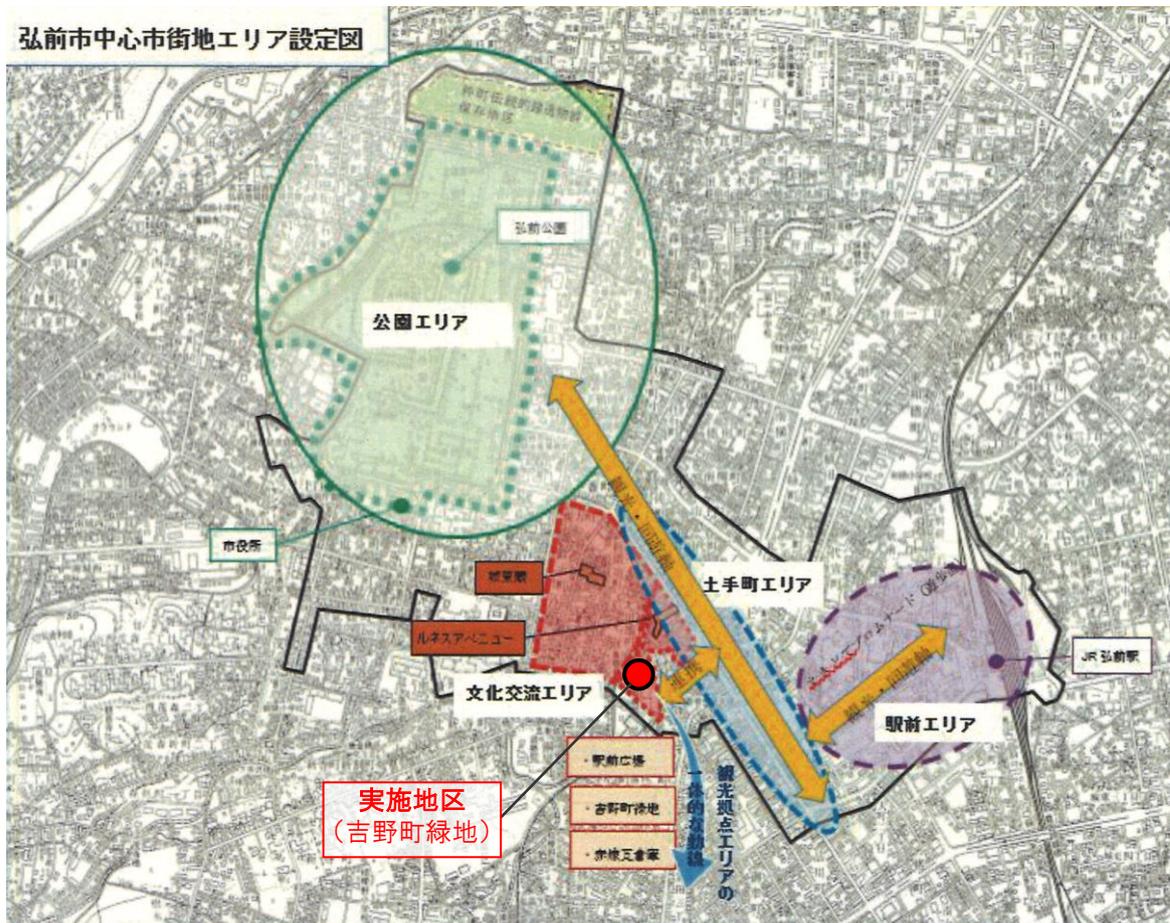
実施地区に関連する主な取組の経緯

平成3年	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前市（以下、「市」とする）が「第4次弘前市総合開発計画」を策定 ・吉野町緑地に隣接する吉井酒造(株)が所有する煉瓦倉庫周辺エリアを「県立総合芸術パーク建設構想」の候補エリアとして想定し、青森県にも要望を展開（平成3年～5年まで）
平成5年	<ul style="list-style-type: none"> ・市が吉井酒造(株)と煉瓦倉庫の土地・建物の取得交渉を実施（合意には至らず）
平成7年	<ul style="list-style-type: none"> ・市が東北大学と弘前市文化財建築研究所に、煉瓦倉庫の耐震性及び現地調査を委託
平成8年	<ul style="list-style-type: none"> ・市が弘前大学に委託し、市民ワークショップを実施して「吉野町煉瓦倉庫再生利用計画」を策定
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)吉野酒造との取得交渉断念を公式に議会等に公表
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前青年会議所等の企画により、煉瓦倉庫において、弘前市出身の現代美術家である奈良美智氏の個展「<u>奈良美智展 I DON' T MIND, IF YOU FORGET ME.</u>」を開催（当時の弘前青年会議所を中心に、弘前大学、NPO とともに実行委員会を組織）
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> ・市が現在の吉野町緑地の土地を所有していた企業から土地を取得し、緑地として整備を実施（平成17年11月から供用開始）
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> ・煉瓦倉庫において、「<u>奈良美智展 From the Depth of My Drawer</u>」を開催（「奈良美智展弘前」実行委員会主催）
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> ・煉瓦倉庫において、「<u>奈良美智+graf AtoZ展</u>」を開催（AtoZ 実行委員会主催）
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ・吉野町緑地に、奈良美智氏による「AtoZ メモリアルドッグ」のパブリックアートが誕生
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ・市が駅前広場（JR 弘前駅・弘南鉄道大鰐線中央弘前駅）周辺地域活性化基本構想を策定⇒<u>吉野町緑地周辺を新たな観光文化の拠点として位置づける</u>
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> ・4月に、吉野町緑地を中心としたエリアを、「世界を感じる芸術に触れ、夢が育つひろさき」を選挙公約の一つに掲げた市長が再選（2期目） ・8月に、市が子供たちのワークショップ「わたしたちのまち弘前の未来予想図」を開催 ・10月に、吉野町緑地周辺地区の利活用の検討・実現等をミッションとする市長直轄の「<u>ひろさき魅力プロデュース室</u>」が新設され、以前から市のシティプロモーション関係の会議等にアドバイザーとして出席するなど市のまちづくりと関係が深かった弘前市出身の元大手広告代理店社員が室長として迎えられる ・10月に、<u>市民有志</u>が「AtoZ メモリアルドッグ」の補修資金を募るため、「ひろさきワンコが大好きな会」を結成 ・10月に、<u>弘前観光コンベンション協会</u>が「吉井酒造煉瓦倉庫保存に係る要望」を市に提出 ・10月に、<u>弘前商工会議所</u>が「弘前市に対する重点要望事項」を市に提出 ・11月に、市が市民等を公募して「第1回吉野町緑地の未来を語るグループミーティング」を開催（全3回、第2回は平成27年1月、第3回は2月に開催）
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> ・2月に、<u>弘前市小学校文化連盟</u>、<u>弘前市中学校文化連盟</u>が「吉野町緑地公園について美術館をはじめとした文化芸術拠点整備の要望」を市に提出 ・2月に、<u>弘前市美術家連盟</u>が「吉野町緑地への美術館設置に関する要望」を市に提出 ・2月に、市が「<u>弘前市中心拠点地区都市再生整備計画</u>」を作成⇒煉瓦倉庫とあわせて歴史・文化にふれあえるまちづくりの核として基幹事業に位置づける ・4月に、市（ひろさき魅力プロデュース室長）が環境デザイン・プレイスメイキングを専門とする筑波大学／渡和由准教授を弘前市に招き、<u>街なかアートプロジェクト「座り場（みんなのイス）@ひろさき」に関する勉強会を実施</u>（弘前青年会議所も参加） ・7月に、市が弘南鉄道大鰐線中央弘前駅前広場周辺活用計画を策定⇒<u>吉野町緑地と煉瓦倉庫及び中央弘前駅と駅前広場の再編整備を一体的に行うこと</u>を位置づける ・7月に、市が吉井酒造(株)から、<u>煉瓦倉庫の土地・建物を取得</u> ・8月に、第1回吉野町煉瓦倉庫・緑地整備検討委員会を開催（委員長：弘前大学教育学部 北原啓司教授 第2回は11月、第3回は12月、第4回は平成28年2月に開催）

弘前市中心拠点地区都市再生整備計画 (H27 年 2 月) における実施地区周辺の整備イメージ



弘前市中心市街地活性化基本計画（素案）における実施地区の位置づけ



3. 3. 3 実証事業の準備

■準備スケジュール

・4月12日(日)	市が筑波大学／渡和由准教授による、街なかアートプロジェクト「座り場(みんなのイス)@ひろさき」に関する勉強会を実施
・7月29日(水)	実証事業に関する意見交換(市・青年会議所・国土交通省業務受託者) 実証事業内容の検討・とりまとめ、業務受託者に提案
・8月10日(月)	実証事業対象地区に内定
・8月11日(火)	対象地区に内定したことを常任理事会に報告
・9月1日(火)	筑波大学／渡准教授を招いて、事業内容等の精査、ブラッシュアップを実施(業務受託者の同席)
・9月2日(水)以降	いす等の備品の手配、関係機関等との協議、事業内容等の精査
・9月12日(土)以降	案内チラシの構成、事業内容の最終検討
・9月17日(木)	理事会にて事業承認
・9月28日(月)	ユースサミット弘前／本会議にて、他団体へ事業を告知
・9月29日(火)	弘前市役所記者室にてプレスリリース(陸奥新報・東奥日報)
・10月3日(土)(事業前日)	現地設営準備(いす、本等の搬入、仮設トイレの設置等)

■準備段階での協議内容

○緑地管理者協議(市公園緑地課)

- ・実証事業の内容については、弘前市都市公園条例で定める行為の禁止事項に該当するものがなかったため、協議は問題なく進めることができた。また、今回は火気の使用は行っていないが、条例により許可した場所では使用できるため、火気器具等を使用する露店等を設置する場合は、弘前地区消防事務組合火災予防条例に基づき、消防署に「露店等の開設届出書」を届け出る必要がある。また、夜間の利用について特に制限はないが、事業の内容によってはこれまでの住民からの苦情等が状況を踏まえて、騒音に対する対応について市から指導が行われることがある。
- ・利用の許可にあたっては、管理者が公園の機能の強化、一般の利用に支障とならないかなどの観点から判断が行われている。また、工作物を設置する場合は占用許可となり、それ以外は使用許可となる。今回の実証事業は、仮設のテント等であるため、弘前市都市公園条例に基づき使用許可申請を行うこととなった。
- ・管理者としては、公園等の利用にあたって、必ずしも利用者側の管理者の常駐を義務付けてはいないが、安全確保や備品の盗難防止等の面から無人で行われることは少ない。
- ・使用料は、使用する面積と行為に応じて定められている金額で算定される。今回は実証事業の公共性に鑑みて、協議の結果、物販部分の面積のみが対象となり、その他の使用部分は対象外となった。また、公的な助成を受けていない事業であれば、公共性の高さなど事業内容を精査の上、使用料の減免処置が行われる場合もある。(公的な助成を受けていて、かつ、減免処置を行うことは2重の支援となるため、市としては行っていない。)なお、弘前公園以外の一般的な公園の使用料は、弘前市都市公園条例により、露店営業等なら1㎡当たり日額43円となっている。

○保健所協議

- ・青森県では、通常、食品の調理提供等にあたっては、青森県食品衛生法施行条例で定められた基準に合致する固定の店舗等で営業許可を受けなければならないが、一定の行事に付随して臨時的に営業を行う場合は、取扱食品等を限定したうえで、特例として施設の基準を緩和して営業を許可する制度がある（下記の参考部分を参照）。
- ・移動販売車によるコーヒーの提供にあたっては、この実証事業が臨時営業を認める行事であり、かつ、この事業に付随して臨時的に営業を行うため、この制度を適用することができた。
- ・コーヒーの提供は調理の工程が簡易であり、コップも一回限りの使用であったため、審査においては計画の変更を求められるなどの問題はなく、営業許可がおりた。また、アップルパイも販売したが、地区外の店舗で作ったものを販売したため、この審査についても計画の変更を求められるなどの問題はなく、営業許可がおりた。
- ・なお、営業できる期間についてであるが、この臨時営業の許可は、対象となる行事に付随するものに対して認めているため、対象となる行事が終われば、営業も終えなければならない。

（保健所協議に関する参考）青森県における臨時飲食店の営業の許可に関する制度の概要

<対象となる行事>

お祭りなどの行事に付随して、臨時的に簡易な施設を設置して不特定多数の方に食品を提供する場合は、臨時飲食店の営業の許可が必要となる。臨時営業を認める行事としては、一時的に行われる下記のような行事のほか、公共性の高い行事として地域県民局長が認めたものとなる。

（例） 神社・仏閣の縁日、祭礼、文化祭、運動会、住民祭、盆踊り、歩行者天国、興行、花見、花火大会、海水浴、地域振興祭

※年間を通して反復継続して営業するものは、上記対象行事に含まれない。

<取り扱い食品の基本的な考え方（飲食店営業の場合）>

- ・その場での製造、加工及び調理の工程が簡易なもので提供直前に加熱処理が行えるものに限ること。（ところてん、かき氷、清涼飲料水等及び酒類を除く。）
- ・生もの（刺身、すし等）を取り扱わないこと。
- ・その場での製造、加工又は調理に多量の水を必要とする食品は取り扱わないこと。
- ・弁当類、米飯類、サラダ類の製造、加工および調理は行わないこと。
- ・仕込みは衛生的な施設で行い、必要に応じて調理直前まで十分に冷蔵していること。
- ・食器は原則として一回限りの使用とすること。

<許可の期間、申請手数料>

- ・許可の期間：最長で5年間
- ・営業許可申請手数料：1件につき7,500円

<施設の基準>

構 造	プレハブ又は防水性のテント等を使用し、昆虫、ほこり等を防ぐことができる構造であること。
洗 浄 設 備	食品又は器具を清潔に洗うことができるよう便利で適当な洗浄設備があること。 (食器を1回限りの使用とする場合、あらかじめ包装された食品のみを取り扱う場合等の洗浄を行う必要がない場合を除く。)
保 管 設 備	食品、器具及び容器包装を衛生的に保管できる設備があること。
冷 蔵 設 備	食品の種類及び取扱量に応じ、冷蔵又は冷凍に適した容量及び性能を有する設備があること。
給排水設備	飲用に適する水を供給できる設備及び排水を衛生的に排出する設備があること。
廃棄物用設備	十分な容量があり、水漏れがなく、適正に蓋のできる不浸透性の廃棄物容器があること。
そ の 他	客席を有する場合は、使用に便利な場所に便所があること。

(出典：青森県 HP / 「臨時営業の制度について」より一部抜粋)

3. 3. 4 実証事業の実施

■事業の特徴

- ・歴史的建造物を背景とした開放感のある緑地であること等、優れた環境を生かして、手軽に移動できる可動イス、テーブルを活用した座り場づくりが、公共空間への魅力向上にもたらす効果を実証する。
- ・市民が日常的な居場所として利用したくなるような環境づくりには、人間の生体や行動特性を研究・分析した知見を効果的に生かす必要があり、今回の実証事業では、プレイスメイキングの理論と実践に精通し、数多くの社会実験等を自ら手掛けている筑波大学／渡和由准教授の技術協力を得ることにより、多様なニーズに対応できる座り場づくりを行う。
(具体的な渡准教授からのアドバイスを踏まえた空間デザインのポイントは、「4.2.4 空間デザイン」を参照。)
- ・弘前市では、隣接する煉瓦倉庫（歴史的建造物）と一体的に活用した、文化・交流拠点形成を構想していることから、その端緒としてもこの実証事業を有効に活用する。
- ・地域の若手実業家のネットワークを生かしたまちづくりへの発展を期待して、青年会議所が実証事業を企画・運営する。
- ・座り場としての居心地を良くする環境整備の一環として、移動珈琲店（仮設店舗）とWi-Fi環境等を整備する。

■事業期間

2015年10月4日（日）から10月12日（月・祝）まで

■事業内容

- ・可動イス・テーブルを活用した座り場づくり
- ・座り場づくりには、楽しげ、にぎやか、興味深いといった、利用者の注意をひき、行動を誘発するプレイヤーとも呼ぶべき存在が重要であり、そのプレイヤーとして店舗を設置（①交換型本屋、②移動珈琲店）
- ・参加型プログラム（③子ども向けワークショップ）等の実施
- ・その他賑わいづくりの仕掛けの実施
(④移動図書館、⑤移動動物園、フリースペース（囃子の練習、ラジオ体操の実施、オリジナル作品の展示・販売等）の提供)

《座り場づくりの考え方》

- 座り場であることを認識しやすい環境づくりを行うために、イスやテーブルをある程度かためて配置することで密度感や、存在感を出す。
- プレイヤーは全体的な風景としてもおさまりよいものにするために、公園の入り口から視認性がよい位置で、公園の中央付近に建物を背景にして配置する。
- さまざまな利用者のニーズに対応するために、多様なタイプの座り場を用意する。
- 事務局ブースは、比較的目立たない位置と形態とし、店舗などプレイヤーの一部として見える形態とする。また、見守りがしやすい位置に配置する。

①交換型本屋「リンゴ箱書店」

- ・青年会議所が、東京等で移動販売を行っている民間事業者に依頼
- ・事業者が独自のノウハウで文芸、社会、実用、旅行、コミック、児童、アートの7ジャンルから、各80冊程度、計560冊程度を用意したものをベースに、市民が自宅の本棚等に眠っている本や、もう読まなくなったがなんとなく手放せない本などをこの本屋に持ってきて、1冊につき1冊、別の本と交換できる市民参加型の交換型本屋（本を持ってきていない人には、一律300円で販売）
- ・古着などではよくおこなわれている手法
- ・屋外に設けることで、気軽に読書できる空間を創り出すとともに、日常の中が変わった本屋があるといったことを感じてもらうことで、人が本を手にする機会を増やすことを目指している。



②移動珈琲店

- ・カフェテラスのような雰囲気づくりとして、少し涼しい季節に、温かい飲み物等の提供
- ・地元の有名珈琲店（成田専蔵珈琲店）に依頼
- ・会場では、移動販売車にて提供
- ・珈琲以外に、アップルパイや手作りパン、ドーナツ等の軽食も販売



③子ども向けワークショップ ～おえかきトートバッグを作ろう～

- ・交換型本屋を実施している民間事業者が本屋の運営と合わせて効率的に実施
- ・実施日：計6日（時間は状況を見て決定）
（10月4日（日）、5日（月）、6日（火）、10日（土）、11日（日）、12日（月・祝））
- ・参加費：500円



④移動図書館

- ・弘前市立弘前図書館に依頼し、市内各所を循環している移動図書館「はとぶえ号」を10月8日（木）、10月11日（日）の午後1時から3時まで設置
- ・マイクロバスの車内には蔵書数約2,000冊を搭載



⑤移動動物園

- ・弘前市野外活動施設／弥生いこいの広場を運営している一般社団法人／弘前市みどりの協会に依頼し、移動動物園（うさぎ、モルモット、やぎ等）を実施
- ・実施日時：10月10日（土）のみ、10時から12時及び13時から15時
- ・料 金：ガソリン代実費程度



①交換型本屋



③子ども向けワークショップ



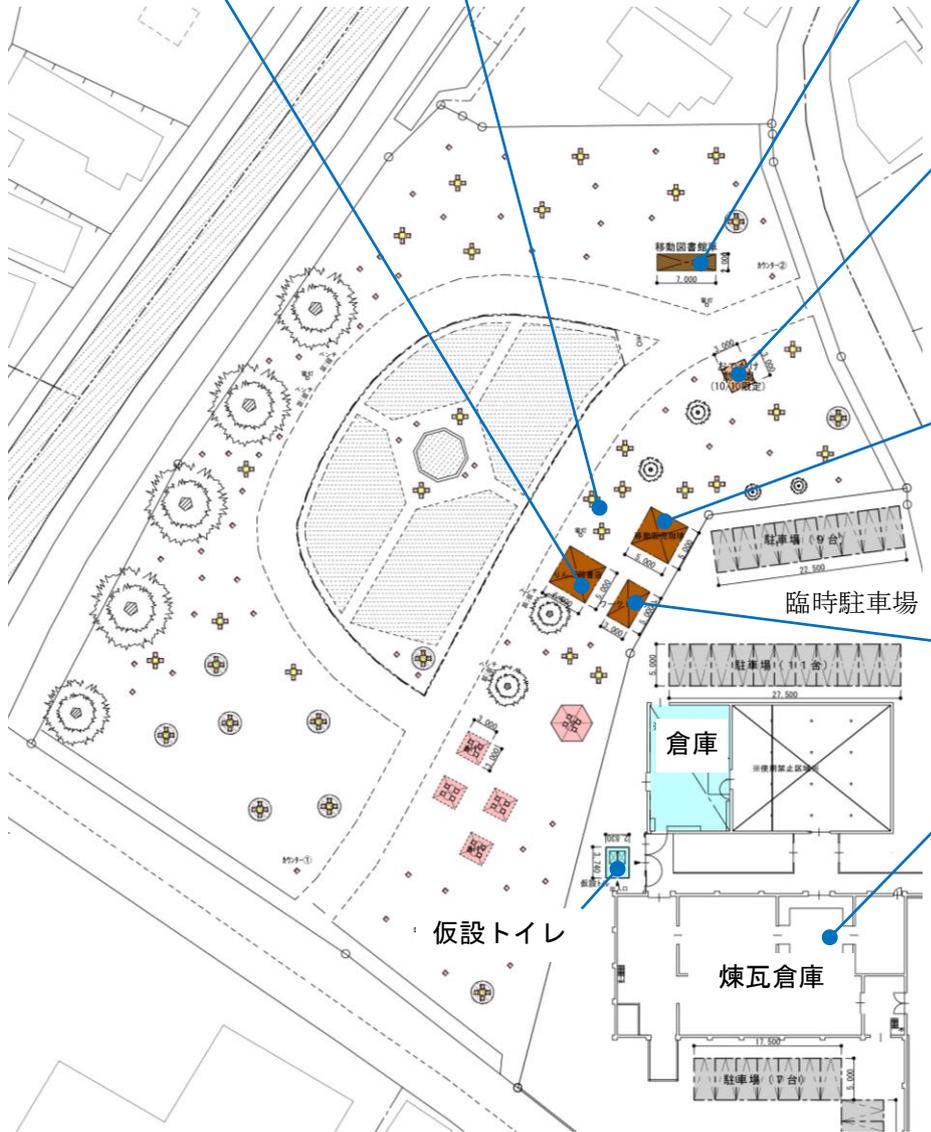
④移動図書館



⑤移動動物園



②移動珈琲店



事務局



配置図

3. 3. 5 実証事業の結果

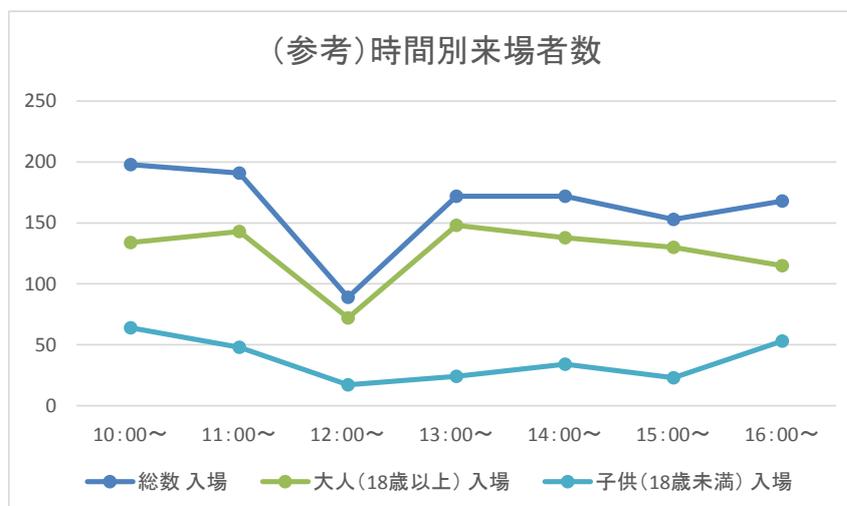
■来場者数

・当初 1,300 人の来場者数を見込んでいたが、天候の悪化（強風）による途中中止の影響等があり、最終的には 1,143 人となった。

（来場者想定 平日：100 人×5 日=500 人、土日祝：200 人×4 日=800 人 計 1,300 人）

・来場者は、午前中が多く、12 時にいったん昼食等のため減少し、午後にまた増加し、時間的な変化は少なく安定した状況となっている。

	実施日	天気	気温 (13 時)	来場者数		
				大人 (18 歳以上)	子供 (18 歳未満)	総数
1 日目	10 / 4 (日)	くもり 時々小雨	15.2℃	98 人	43 人	141 人
2 日目	10 / 5 (月)	くもり	16.0℃	114 人	30 人	144 人
3 日目	10 / 6 (火)	快晴	18.1℃	125 人	45 人	170 人
4 日目	10 / 7 (水)	晴れ	18.7℃	110 人	39 人	149 人
5 日目	10 / 8 (木) (午後中止)	くもり後雨	16.4℃	18 人	6 人	24 人
6 日目	10 / 9 (金)	くもり 時々小雨	14.3℃	51 人	9 人	60 人
7 日目	10 / 10 (土)	快晴	21.1℃	281 人	74 人	355 人
8 日目	10 / 11 (日) (午後中止)	晴れ 時々くもり	22.0℃	31 人	9 人	40 人
9 日目	10 / 12 (月・祝)	くもり 時々雨	14.2℃	52 人	8 人	60 人
				880 人	263 人	1,143 人



■ イベント等の利用者数

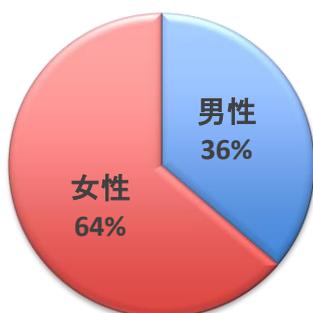
- ・リンゴ箱書店は、一日平均 16 人の利用者があり、延べ 305 冊の本が交換された。後半になるほど認知度が高まり、リピーターが増えたため、人数、交換冊数の増加傾向がみられる。
- ・珈琲は、一日平均 16 杯の販売があった。

	10/4 (日)	10/5 (月)	10/6 (火)	10/7 (水)	10/8 (木)	10/ 9 (金)	10/10 (土)	10/11 (日)	10/12 (月・祝)	合計
リンゴ箱 書店	11 人/ 28 冊	18 人/ 33 冊	14 人/ 30 冊	12 人/ 30 冊	—	5 人/ 15 冊	26 人/ 54 冊	20 人/ 48 冊	24 人/ 67 冊	130 人/ 305 冊
移動 珈琲店	11 杯	15 杯	15 杯	24 杯	9 杯	5 杯	48 杯	14 杯	5 杯	146 杯
ワーク ショップ	2 人	2 人	3 人	—	—	—	9 人	0 人	3 人	19 人
移動 図書館	—	—	—	—	3 人	—	—	0 人	—	3 人
移動 動物園	—	—	—	—	—	—	72 人	—	—	72 人
ギャラリー ワゴン	—	—	—	—	—	—	実施	—	—	—

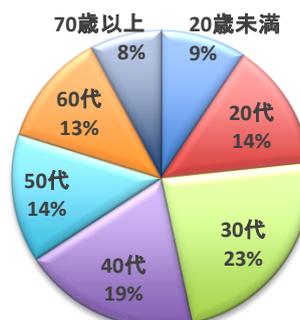
■ アンケート結果 (計 193 サンプル)

- ・女性の利用が多く (64%)、年齢別から多世代の方が利用していたことがわかる。
- ・約 1/4 の方が、市外からの利用者であった。期間中、隣接したエリアでハロウィンなどのイベントがあったため、主に地元地域を対象とした実証事業にもかかわらず、市外の利用者があったものと思われる。また、初めて緑地に来た方が、約半数を占めている。
- ・約 9 割の方が、「居心地に満足」しており、97%の方が、「また利用したい」と評価している。
- ・取組を知った情報源としては、チラシが約 2 割、口コミが約 3 割であった。また、取組を知らずに来訪した方も約 3 割あった。

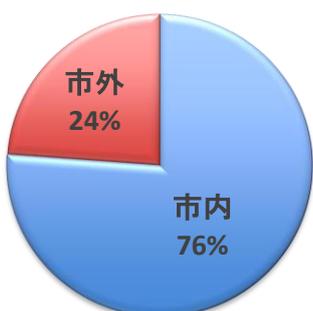
問 1 性別



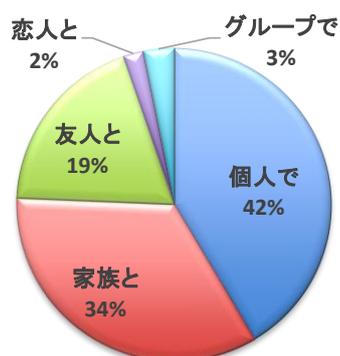
問 2 年齢



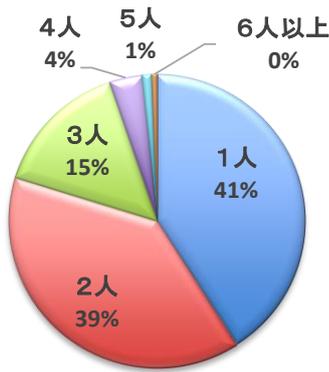
問 3 住まい



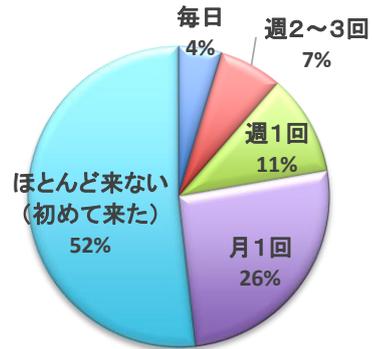
問 4 利用構成



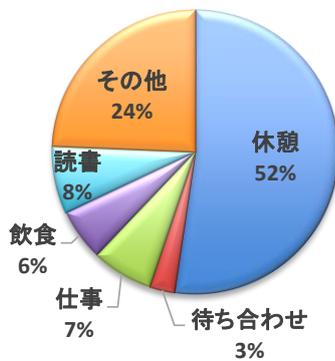
問5 利用人数



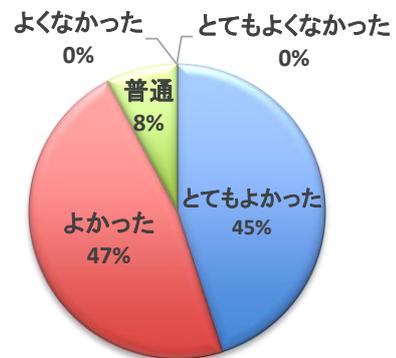
問6 緑地の普段の利用頻度



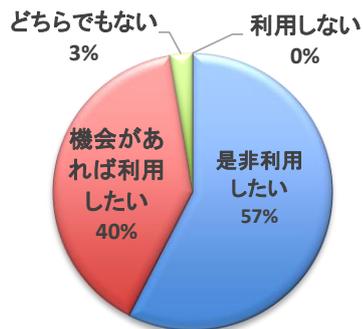
問7 利用形態



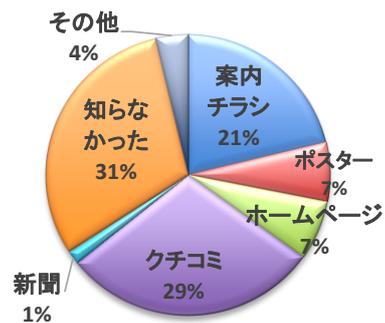
問8 居心地について



問9 継続してこのような場所があれば利用したいか



問10 どのようにして取組を知ったか



■インタビューの回答

《座り場を体験してみて》

- ・ 普段は来ないがイス等があると来やすい。
- ・ お店があると見られている気がして緊張する。(50代女性)
- ・ 音が無いと寂しい。
- ・ 寒い。
- ・ 天気の良い日はこれ位イスやテーブルがあってもいいなと思った。

- ・今のまま何も無い方がのんびりできる。イスは良いアイデア（40代女性）
- ・虫が多い。
- ・交換本屋さんに来たのは初めて。値段を気にせず『ビビッ』と訴える本と交換できるなんて、とってもウキウキした。
- ・イスだけだと若い人は来ないので、他の工夫も欲しい。
- ・地面に座るよりイスの方が良い。
- ・天気良ければまた来たい。
- ・本屋があるのは良い。
- ・交換型の本屋が面白く、日によって本が入れ替わるので何度も足を運びたくなる。

《公園の利用状況》

- ・散歩コースとして利用しているが、いつも寂しかった。人が居ると来やすい。
- ・通り抜けすることはよくある
- ・犬の散歩をしに来たい。

《公園施設希望》

- ・昼間、日差しが暑いので屋根があると嬉しい。
- ・イスの他にテーブルもあるといい。
- ・お店が多いと人が来やすい。（20代女性）
- ・遊具など子供が遊べるものが欲しい。
- ・ゴミ箱があると良い。
- ・日常的に車を駐車できる場所が欲しい。
- ・禁煙だと良い。
- ・夏場の暑い時など木陰がたくさんあると良い。

《お店希望》

- ・お店がもっと多いと楽しい。
- ・軽食（サンドウィッチ等）販売があると良い。
- ・甘いものが食べられると嬉しい。
- ・軽食（ホットドック）があると良い。
- ・冷たい飲み物が飲みたい。
- ・珈琲以外の飲み物も欲しい。

《座り場の開催期間・告知》

- ・年に2回位（春・秋）はこのようにあるといい。
- ・またこのような機会を設けて欲しい。
- ・もっと暖かい時期に行って欲しい。
- ・広報が広く行き届いていない。

■ 実証事業の様子



実証事業の全体の様子



交換型本屋の様子



子ども向けワークショップの様子



フリースペースを活用した展示・販売の様子



移動動物園の様子



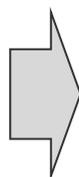
入口に掲げた案内看板

3. 3. 6 実証事業の評価

- ・9日間の実証事業期間中の利用者の総数は、途中、天候が悪い日もあったが1,143人が訪れ、普段は閑散としている緑地でも、デザイン性などに優れた可動イスなどを設置し、質の高い居心地のよい居場所をつくることで、賑わいを創出できることがわかった。
- ・アンケートの結果から、92%の方が「居心地がよかった」と、97%の方が「継続してこのような場所があれば利用したい」といった回答があり、高い評価を得た。
また、周辺で他のイベントが行われていたこともあるが、市外からの利用者が1/4を占めており、日常利用をメインとする居心地のよい居場所づくりでも、周辺市町村からの集客に多少なりとも効果があることがわかった。
- ・空間デザインについては、渡准教授に実証事業の事前と期間中にアドバイス等の協力を得ることで、以下のような具体的な成果をあげることができた。
 - ⇒イスやテーブルをなるべく多く確保し、ある程度かためて配置することで密度感や存在感を出したり、プレイヤーを公園の入り口から視認性がよい位置に配置することにより、この場所が座り場であることを認識しやすい環境づくりができた。このことにより、取組を知らなかった人を3割程度、呼び込むことができた。
 - ⇒賑わいの創出に向けて、当初は園路の片側に集中させてプレイヤーを配置していたが、途中から現場の状況等を踏まえた渡准教授のアドバイス等により、園路の両側に配置することとした。この試みによって賑わい空間が線状から一ヶ所に集中し、結果として、楽しげ、にぎやかといった雰囲気作りができた。



プレイヤーを園路の片側に集中配置



プレイヤーを園路の両側に集中変更

⇒プレイヤー周辺にイスやテーブルを配置することで座る行動へのスムーズな移行が確認できた。また、緑陰を楽しめる場所や、プレイヤーから離れた静かな場所にもイス等を配置するなど、様々なタイプの座り場を用意することで、さまざまなニーズに対応することができた。



交換型本屋の近くで読書をする利用者



緑陰のイスに座る利用者



静かな場所で読書をする利用者

3. 3. 7 継続的实施に向けた課題

- ・空間デザインについて、今回は渡准教授の協力を得て、質を高めることができたが、継続的実施にあたって、専門家から自立し、組織内等で継承していくためには、空間の質を高めるデザインなどのポイント等を整理したガイドライン（手引き）等を作成することが必要である。また、今後行う事業等を通して、それを改善していくことが必要である。
- ・実証事業では、イス 139 脚、テーブル 34 個を設置したが、密度感を高めるためになるべくかためておいたため、約 6,000 m²の実施地区全体を見渡すと、座り場のエリアが小さく、まだイスやテーブルが足りない状況であった。継続に向けてイス等の追加購入が望ましいが、その投資費用の確保が課題である。弘前市のブランディングなどの一環として、市や関連団体による財政的な支援について、検討する必要がある。
- ・青年会議所は、日中は各会員が所属する会社等の仕事があるため、今回の実証事業のように短期間であれば、スケジュール等の調整により運営管理の対応ができるが、長期間事業を継続するとなると、人員の確保等が課題であり、商店街など市内の各種団体や大学等との協力・連携が重要である。
- ・緑地の利用にあたって、実証事業については、弘前市都市公園条例で定める行為の禁止事項に該当するものがなかったため、協議は問題なく進めることができたが、実施地区の周辺には飲食物を販売する店舗が少ないため、移動販売車によるコーヒーなどの提供を行ったことにより、公共性の高い事業と一体のサービスといえども、その部分について使用料を支払うこととなった。使用料は1日あたり1,000円程度であるが、事業の継続にあたっては、公共性の高い事業の一環とみなし、使用料の減免など市の支援について検討する必要がある。
- ・実証事業では、移動販売車によるコーヒーなどの提供と、緑地内には公衆トイレがないため、仮設トイレをレンタルして最低限の利便性・快適性を確保した。アンケートでは、コーヒー以外の飲み物や軽食等の販売を望む意見があり、事業の継続にあたっては、最低限この環境を維持することが課題である。今後、隣接する煉瓦倉庫をアートセンターとして再生・活用する際には、そういった機能を相互利用できるように配置等を考慮することが重要であり、アートセンターが開設されるまでは、つなぎとして、弘前市のブランディングなどの一環として、市や関連団体による財政的な支援について検討する必要がある。
- ・実証事業では、コーヒー等の提供を移動販売車により行った。恒常化に向けて、サービスの提供形態（店舗を設置するか移動販売車とするか）にもよるが、実証事業と同様に移動販売車で提供し、臨時飲食店の営業の許可を得るためには、許可の対象となる行事の扱いが課題となる。臨時飲食店の営業の許可の対象となる行事は、神社・仏閣の縁日、住民祭、地域振興祭などとなっているが（P.3-3-6 参照）、これらの行事の実施期間は、1年間など、長期間は想定されていない。よって、継続的に実施するためには、行政と連携して方策を検討する必要がある。なお、移動販売車でサービスを提供する場合、行事に左右されずに営業できる方法として、自動車による食品移動販売の営業許可をとる方法がある。ただし、この営業許可をとるためには、給水タンクや手洗設備、排水タンクなどの洗浄・手洗設備や、廃棄物

の容器など、食品衛生法第51条の規定に基づき青森県が定めている施設基準に合致した施設を自動車に搭載する必要がある。現状としては、ここまでの設備を搭載した自動車を所有する事業者は、弘前市内でもごくわずかであり、市内ではこのタイプでのサービスの提供は難しい状況にある。

- ・弘前のように冬の到来が早い地域では、事業の実施期間の検討と、寒さへの対策（ブランケットの用意等）が重要である。また、テントやパラソルを設置する場合は、突風への対策が安全確保の上で非常に重要である。

3. 4 豊島区における実証事業の実施

3. 4. 1 実証事業の概要

■事業の目的

事業主体が有する過去の社会実験実績を十分に活かしながら、その発展的展開として、地域プレイヤーやお店のプレゼンテーションの舞台をつくりあげると共に、出店料徴収と集客を含めたイベントとして収益性と持続性の検証を行い、恒常化を見据えた道路空間活用の可能性を検証する。

■実施場所

池袋駅東口グリーン大通り 東口五差路交差点～東池袋交差点 約 300m（東京都豊島区）

■事業主体

・Knit Green 実行委員会

- 代表者 : 関本 康彦氏（株式会社ニート 代表取締役）
塚田 祥世氏（株式会社ベジリンク 代表取締役）
- 主要協力メンバー : 泉山 墨威氏（一般社団法人パブリック・プレイス・パートナーズ共同代表理事）
遠藤 翼氏（都市計画コンサルタント事務所勤務）
佐藤 春樹氏（建築デザイナー／設計事務所勤務）

・豊島区（都市計画課）

■事業の概要

・池袋駅東口グリーン大通りの歩道空間に可動椅子やハイカウンター、移動式屋台（ベンダー）、人工芝で設えられた共用飲食スペース（前章で整理したサンフランシスコ市のパークレットシステムの将来的な導入を見据えた共用飲食スペース。以下、「パークレット」と呼ぶ）等を設置し、道路空間を活用して賑わいを創出することができることを多くの人々に実証的に示すと共に、各種調査を実施し、恒常的な道路空間活用のための知見を収集した。

■事業の特徴

・事業主体である Knit Green 実行委員会の過去 2 回（平成 26 年秋+平成 27 年春）の社会実験（オープンカフェ及び物販店舗出店；区からの委託事業で都市計画コンサルタント事務所が企画、区が実施主体）のノウハウを活かしつつ、今回の事業では、その発展的展開として、飲食店舗の展開、出店料の徴収、パークレットの設置等、道路空間活用の自由度を更に向上させる検証を実施する。

- 飲食店舗の展開： 物販店舗と比較すると、歩行者の安全管理、食品衛生、火気使用等の観点から、交通管理者、保健所、消防協議等で一定のハードルあり
- 出店料の徴収： 国家戦略特区の指定を見据え、民間が主体となり、道路空間の利活用とそこから収益によって自立的・継続的にエリアマネジメントを推進するシステムの検証
- パークレットの設置： 沿道店舗に対して、半固定的な歩道上の憩い空間の整備効果を

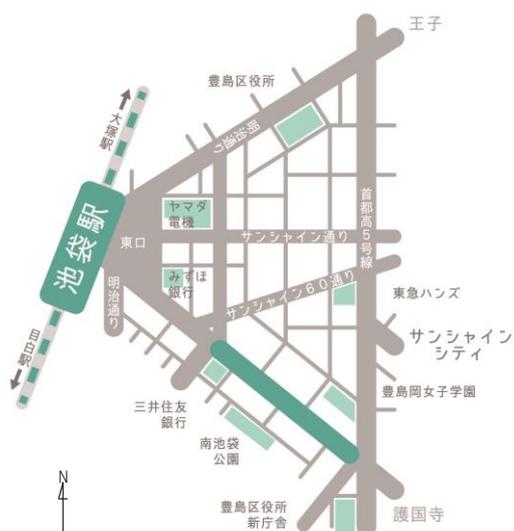
示し、沿道店舗自らによるパークレット整備・管理を検討する契機を創出

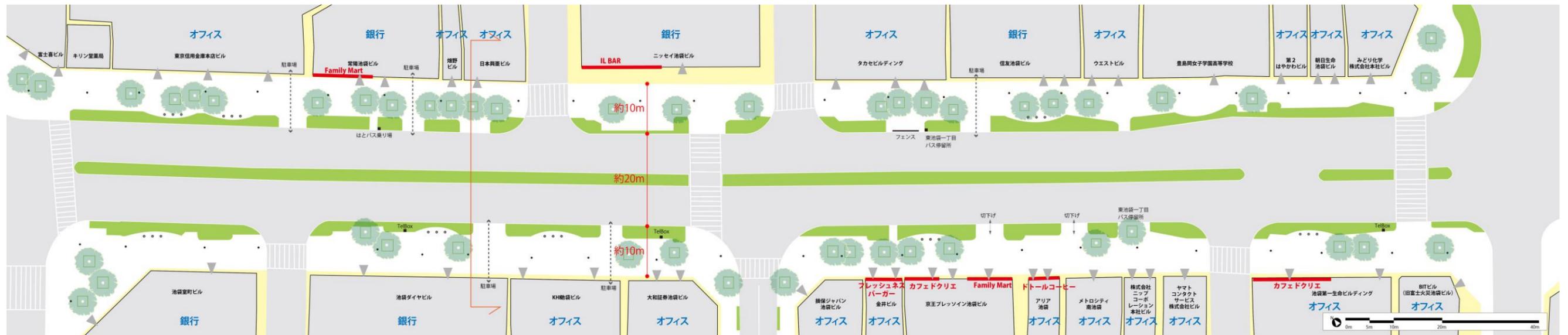
- ・1日に100万人以上が乗降する池袋駅に近接しており、立地条件から見て、集客を期待することができ、高い普及啓発効果を発揮することができる。
- ・デザインマインドのある事業主体のスキルを活かして、デザイン性の高い屋台や滞留空間等のデザインを行い、魅力的な実施風景を演出する。
- ・道路空間における飲食店舗の出店のノウハウの共有等を通じて、他地区における更なる道路空間活用の促進を期待することができる。

3. 4. 2 地区の概況と位置づけ

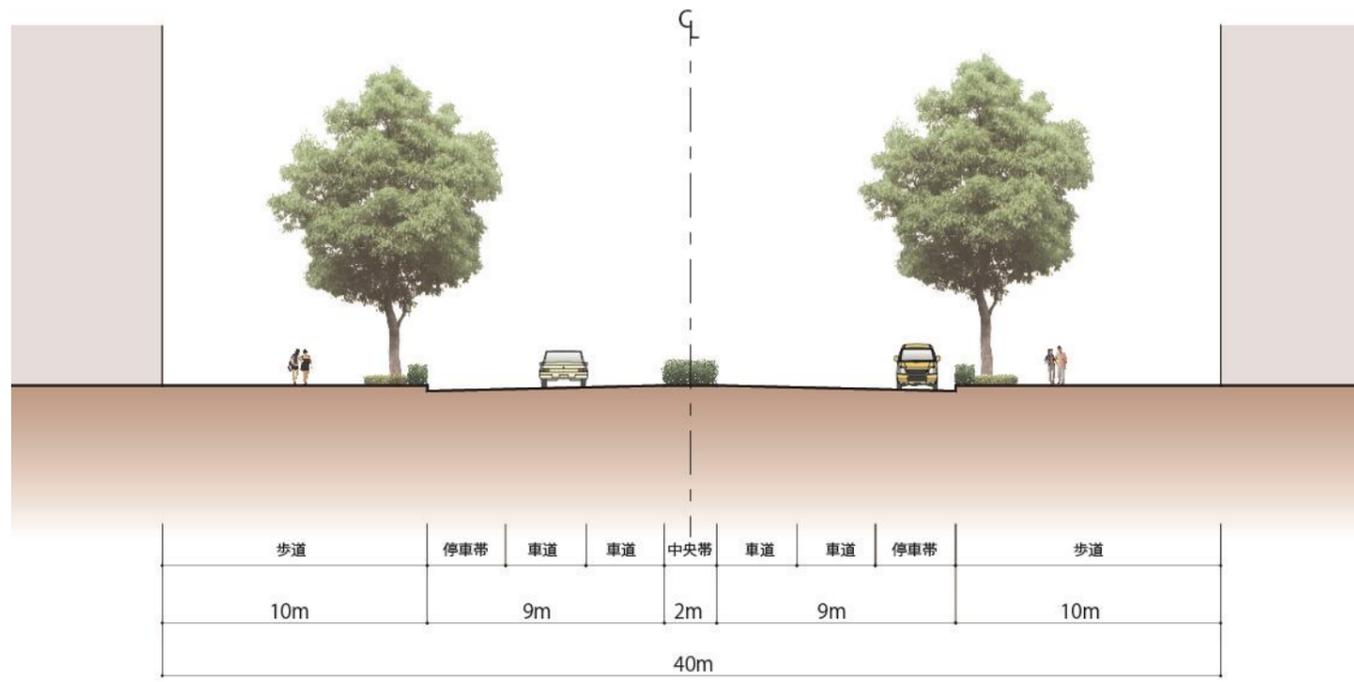
■地区の概況

- ・実証事業の対象地区は、池袋駅東口のグリーン大通り（豊島区道）の東口五差路交差点から東池袋交差点まで区間約300mである。（池袋駅側の区間は、バス停等が配置されており、歩道空間の活用は構造的に困難）
- ・グリーン大通りの全幅員は40m、両側に10mずつの歩道が確保されている。
- ・歩道部は、ほぼ中央でレンガ舗装の歩道部と自然石舗装の歩道部+植栽帯に分かれており、沿道建物側のレンガ舗装部を通行している歩行者が多い。一方自然石舗装部分には、違法駐輪が散見される。
- ・沿道の街路樹は非常に大きく成長しており、都市の中心部にあって、心地よい緑陰を提供している。
- ・対象地区の沿道には、ナショナルチェーンのカフェやコンビニが数店立地しているもの（次頁図赤で間口を色付けた店舗）、銀行やオフィスが数多く立地している。





現況平面図



現況断面図

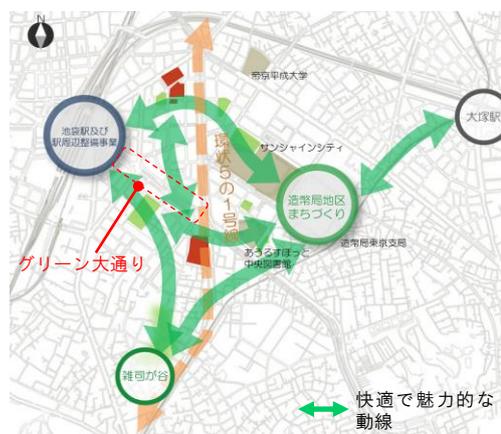
■地区の位置づけ

- ・新庁舎の整備に伴って計画されている旧庁舎地の活用等を契機とした、まちづくりを計画的、総合的に推進するため、旧庁舎周辺のまちづくりの方向性と共、この実現に向けたアクションプログラムを定め、池袋副都心の都市再生を一層推進することを目的に「現庁舎周辺まちづくりビジョン(平成26年3月)」が策定された。
- ・「現庁舎周辺まちづくりビジョン」の中で、グリーン大通りは、池袋駅東口を代表する緑豊かな空間であると共に、JR池袋駅と新庁舎を結ぶ重要なアクセス路であることから、「みどりのランドマーク」として位置づけられており、旧庁舎と南池袋公園を繋ぐ南北区道(アーバンコリドー)とあわせて、歩行者の回遊ルートとして重点的に整備することとされている。
- ・「主要な道路の整備を進めるとともに、低利用や未利用となっている土地の活用を進め、にぎわいが広がるまちをめざします。」とまちづくりの方針が掲げられていることを受け、グリーン大通りでは具体的に「南池袋公園地下の自転車駐車場のオープンにより、グリーン大通りに設置していた路上自転車置場を撤去します。この撤去にあわせ、歩道の再整備を行い、オープンカフェやイベントなどによる道路空間の有効活用を検討します。」と記載されており、グリーン大通りを賑わいの空間として活用することが上位計画に示されている。



現庁舎周辺まちづくりビジョンの
対象エリア

(現庁舎周辺まちづくりビジョン)



池袋副都心の回遊性向上のイメージ
(現庁舎周辺まちづくりビジョン)



オープンカフェのイメージ
(現庁舎周辺まちづくりビジョン)

- ・上記計画を受け、平成 26 年 7 月にグリーン大通りにおけるオープンカフェの企画運営とエリアマネジメント組織立ち上げ支援に関する委託業務が発注され、計画の具体化が進められた。平成 26 年秋と平成 27 年春の道路空間活用の社会実験は、当該調査によってその企画運営が行われている。現庁舎周辺の計画の実現は、区長の肝入り事業であり、区長、副区長の強いリーダーシップの下、事業が推進されている。
- ・平成 26 年秋の社会実験ではオープンカフェの展開を、平成 27 年春の社会実験では前回の実験内容に加えて、リアカーを改造した移動式屋台（ベンダー）を道路上に出し、物販を中心としたマルシェを実施しており、実施主体には一定のノウハウの蓄積がされている。

過去の実験と本実証事業の比較

事業名	実施期間	オープン カフェ	店舗の出店		出店料 の徴収	パークレ ットの設置
			物販	飲食		
平成 26 年度秋	2014 年 10 月 18 日(日)～ 11 月 8 日(日) 21 日間	○	×	×	×	×
平成 27 年度春	2015 年 5 月 1 日(金)～6 月 28 日(日) 58 日間	○	○	×	×	×
本実証事業 平成 27 年度秋	2015 年 10 月 24 日(土)～ 10 月 30 日(金) 7 日間	○	×	○	○※	○

※2015 年 10 月 24 日(土) から 10 月 25 日(日) の休日のみ



平成 27 年春の社会実験の様子



平成 27 年春の社会実験のフライヤー

- ・豊島区は、池袋周辺において、国家戦略特区の指定を標榜しており、その規制緩和等を利用して、まちのあらゆる空間で、世界中から集まる誰もが、新たな表現活動にチャレンジし、文化の多様な可能性を世界に向けて発信できる「劇場都市」を目指している。オープンカフェの実施もその一つのメニューとして考えられており、国家戦略特区の規制改革メニューの一つである「エリアマネジメントの民間開放（道路の占有基準の緩和）」の実践に向けて、道路空間の占有と管理を継続的に行う民間主体の立ち上げが求められている。

3. 4. 3 実証事業の準備

■準備スケジュール

以下に示す通り、実質的な協議期間が9月中旬から10月中旬までの約1ヶ月であり、これは、暫定的な利用に関する協議であっても、かなりタイトであった。過去のオープンカフェの実施時間（20時まで）を超える夜遅くまでの営業を実現するためには、交通管理者風営法担当部門及び治安担当部門との協議が必要であり、また、ガスボンベや発電機の使用等を実現するためには、燃料使用に対する安全対策を示す必要があったが、そのための準備や十分な協議の時間的余裕がなかったため、取り組みの実現性を優先した部分も存在する。また、広報期間についても10月上旬からの3週間程度であり、準備段階に余裕を持つことが必要である。

- | | |
|-------------|--|
| ・8月10日（月） | 実証事業対象地区内定 |
| ・9月11日（金） | Knit Green 実行委員会から副区長へのプレゼンテーション完了
→概ねの庁内オーソライズ完了 |
| ・9月16日（水） | Knit Green 実行委員会と国土交通省業務受託者との調整
：実施内容、準備進捗、実証事業としての位置づけ関連 |
| ・9月中旬以降 | 区都市計画課及びKnit Green 実行委員会を中心となって、関係者（道路管理者、交通管理者、公園管理者、保健所、消防署）協議及び許認可申請、届出
区とKnit Green 実行委員会との予算協議 |
| ・9月29日（火）以降 | 出店者公募・決定 |
| ・10月6日（火） | Knit Green 実行委員会と国土交通省業務受託者との調整
：実施内容、準備進捗、予算、事業実施時の各種調査関連 |
| ・10月上旬以降 | 広報（専用HP、SNS、メールマガジン、プレス等） |
| ・10月20日前後 | 各関係機関から許可（協議期間概ね1ヶ月） |

■準備段階での協議内容

本事業の立ち上げ当初は、Knit Green 実行委員会単独で実証事業を主催する予定であったが、交通管理者協議において、以下のような理由で豊島区が実施主体に加わることが求められた。

- ・民間単独で本事業を実施することを許可することで、他の民間主体が単独で同様の企画で申請した場合、許可せざるを得なくなるが、これまで慣例的に行政の関与がない道路使用は認めてきていないため
- ・本事業に伴う責任の所在が区にもあることが許可の条件とされたため

あわせて、区が道路使用許可に係る協議者及び申請者となることが求められた。その他の協議については、そのような条件は存在しなかったが、非常にタイトなスケジュールの中で、許可を得る必要があったため、Knit Green 実行委員会と豊島区で役割分担を行いながら、協議及び申請を行っている。大きな役割分担の考え方としては、露店出店関係の協議をKnit Green 実行委員会が、占有・使用関係の協議を豊島区が担当している。

①交通管理者協議

- ・道路使用許可の取得のため、区都市計画課が交通管理者（池袋署及び警視庁）協議を実施。
- ・事前協議を数回にわたり重ねた上、10月20日付で申請、10月21日豊島区長名義で許可取得。平日については、設置予定のベンダー及びパークレットの数量が事業実施直前に数量減となったため、10月22日付で変更届提出、10月23日許可。
- ・2014年秋、2015年春の実験の経験もあったため、0ベースの協議と比較すると、円滑に進んだ部分も大いにあるが、安全な通行の確保、自動車運転への悪影響の回避、開催時間、設置物による歩行者への危険回避等について、交通管理者が最も詳細に指導。
- ・全ての設置物は道路境界線から4m以上離隔を確保し、必要な歩道幅員を確保した上で設置。また、設置物には必要に応じて重り取り付け等、転倒防止策についても留意。
- ・車道側を通行する自動車の運転者の視界に入り、注意力を逸らす背丈の高い設置物や幻惑するような照明を設置しないように留意。
- ・燃料の使用が禁止され、ガスボンベや発電機を使用することができなかつたため、卓上カセットコンロと充電式・電池式照明を使用することを選択。
- ・歩行者等の通行に支障をきたさないように、10月24日（土）、25日（日）は交通整理要員4名とスタッフ警備員8名（2人1組体制）、10月26日（月）～30日（金）は交通整理要員1名とスタッフ警備員2名（2人1組体制）を配置。
- ・当初は10月24日（土）、25日（日）は、23時までの店舗営業、0時完全撤収を想定していたが、交通管理者の指導もあり、協議時間も少なかったことから、19時までの店舗営業、20時完全撤収となった。

②道路管理者協議

- ・道路占用許可の取得のため、区都市計画課が道路管理者と協議を実施。
- ・事前協議を数回にわたり重ねた上、10月22日付で申請、10月23日許可。
- ・2014年秋、2015年春の実験の経験もあるため、道路空間に以前と同様の占用物を設置することに対して特に抵抗は存在しなかつた（交通管理者が認めれば、道路管理者は許可という基本スタンス。以前の実験からは、ハイカウンター及びパークレットが、可動椅子・テーブル及びベンダーに追加されているが特に問題なし）。
- ・事業期間中に設置する以下の全ての占用物に対して、豊島区長名義で道路占用許可を取得している。

占用物件一覧

名称	規模	数量
可動椅子	幅 43 cm、高さ 80 cm	28 脚
可動テーブル	直径 60 cm、高さ 70 cm	10 台
パラソル	直径 210 cm、高さ 241 cm	18 本
ハイカウンター	幅 180 cm、高さ 100 cm	8 台
ベンダー	幅 217 cm、高さ 211 cm	18 台
パークレット	幅 700 cm、高さ 120 cm	2 箇所
立体バナー	幅 150 cm、高さ 140 cm	2 箇所

- ・容易に撤去可能な設置物の構造（具体的には2名で撤去可能な構造）を採用。
- ・通常の利用を妨げないようにするため、既存の切り下げ部や交差点部、道路付属物の支障になる位置を避け、占用物を設置。
- ・豊島区が道路占用の申請者であるため、道路占用料は免除。
- ・1日1回以上の道路の清掃を行い、常に道路を良好な状態に保つことが道路占用許可の許可要件となっている。

③公園管理者協議

- ・ベンダー等が比較的嵩張り、事業実施箇所の近傍に保管場所を確保することが難しいことから、設置物の保管場所として、南池袋公園の第一期供用区域を利用するに当たり、公園占用許可の取得のため、区都市計画課が公園管理者と協議を実施。
- ・事前協議を数回にわたり重ねた上、10月20日付で申請、10月21日許可。
- ・当初は、南池袋公園を活用して、グリーン大通りと同様のオープンカフェ、マルシェを展開する予定であったが、当該公園は現在工事中であり、空間利用のあり方については、周辺地権者も含めて協議中の状況であったため、その実施は断念。

④保健所協議

- ・ベンダーによる飲食店舗の出店に当たり、Knit Green 実行委員会及び区都市計画課が池袋保健所と協議を実施。
- ・事前協議を数回にわたり重ねた上、10月21日付で届出、10月21日受理。
- ・協議の中で、当該事業は住民祭として取り扱うこととなり、「行事開催届」と「行事における臨時出店届」を提出。行事開催届は、豊島区都市整備部拠点まちづくり担当課長名義届出、行事における臨時出店届は出店者名義で届出。5日以下の出店期間という制限のある臨時出店の届出対象とするために、GREEN BLVD MARKET と PUBLIC PARKLET IKEBUKURO は分けて届出を提出。
- ・住民祭として実施する場合は、保健所は書類に記載された内容に応じて必要な指導等を実施する（営業「許可」ではない）こととなっており、施設基準は必ずしも一般的な臨時出店の基準に合致する必要はないため、保健所担当者との協議の中で、三方囲いのテント等の店舗施設や給排水設備は設置しなくてもよいこととなった。
- ・後述の出店者公募に当たって、保健所からの指導を踏まえ、Knit Green 実行委員会が出店者要項を整理し、出店者への指導内容を周知。

ブース内での調理行為は以下の内容のみといたします。

【原材料】 容器包装に入れられた食品で、そのまま摂食できるものを使用。

【調理工程】 1工程のみ（切る、混ぜる、塗る等のみ）。

調理を行う際の必須設備は以下の内容といたします。

【冷蔵設備】 必要に応じて、取扱量に応じた性能と容量を有する冷蔵設備を備えること。

【食器類】 食器類は、1回使用した後に廃棄するものを使用すること。

【廃棄物用設備】 廃棄物を衛生的に処理するためのふたの付いた容器を備えること。

GREEN BLVD MARKET 出店者要項における調理行為等の制限内容

⑤消防署協議

- ・露店等の開設によって、道路空間からの消防活動が阻害される可能性があるため、Knit Green 実行委員会が豊島消防署と協議を実施。
- ・事前協議を数回にわたり重ねた上、10月14日付で、Knit Green 実行委員会の代表である関本氏名義で届出、10月14日受理。
- ・東京都火災予防条例第六十条に定める「消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書」を提出し、消防車から屋外消火栓へのホースの接続等に問題がないことを証明。
- ・各店舗には消火器を1基ずつ配置。

⑥周辺地権者/テナント調整

- ・円滑な事業実施を意図し、オープンカフェに協力していただける沿道の飲食店舗と開催に向けての調整を行うと共に、グリーン大通りへのベンダーやパークレットの暫定設置について理解を求めた。
- ・日常的に夜間、道路空間を利用しているホームレスの方には、豊島区が事前にあいさつに伺う等、配慮。

⑦出店者調整

- ・9月29日から10月17日にかけて、GREEN BLVD MARKET ホームページ上で、出店者を公募。
- ・Knit Green 実行委員会では、上記各種協議によって遵守する必要があることとなった事項や開催目的、コンセプト、出店者規約、出店料等を整理し、「出店者要項」として公開。
- ・出店希望申請書を提出後、出店店舗の質を確保するためにも、開催目的やコンセプトと一致しているかという視点で、Knit Green 実行委員会側で選考の上、出店決定。
- ・出店は主催者が用意するベンダーで出店。
- ・出店者の負担軽減のため、徴収した出店料を基に、主催者側でゴミ袋を用意・配布し、ゴミの廃棄も主催者側で実施。

●開催目的

グリーン大通りにおけるオープンカフェの利用者増加、及びグリーン大通りでの賑わいの創出のため

●コンセプト

【Clean】清潔でゆったりとした時間が流れる大人の公共空間

【Green】オーガニックを志向する新たな芽を育てる飲食空間

【Meet】同じ温度感の作り手と買い手が共に創りあげる出会いの空間

GREEN BLVD MARKET 出店者要項における開催目的及びコンセプト

3. 4. 4 実証事業の実施

■事業の特徴

- ・事業主体である Knit Green 実行委員会の過去 2 回（平成 26 年秋+平成 27 年春）の社会実験（オープンカフェ及び物販店舗出店；区からの委託事業で都市計画コンサルタント事務所が企画、区が実施主体）のノウハウを活かしつつ、今回の事業では、その発展的展開として、飲食店舗の展開、出店料の徴収、パークレットの設置等、道路空間活用の自由度を更に向上させる検証を実施する。
 - 飲食店舗の展開：物販店舗と比較すると、歩行者の安全管理、食品衛生、火気使用等の観点から、交通管理者、保健所、消防協議等で一定のハードルあり
 - 出店料の徴収：国家戦略特区の指定を見据え、民間が主体となり、道路空間の利活用とそこから収益によって自立的・継続的にエリアマネジメントを推進するシステムの検証
 - パークレットの設置：沿道店舗に対して、半固定的な歩道上の憩い空間の整備効果を示し、沿道店舗自らによるパークレット整備・管理を検討する契機を創出
- ・1日に100万人以上が乗降する池袋駅に近接しており、立地条件から見て、集客を期待することができ、高い普及啓発効果を発揮することができる。
- ・デザインマインドのある事業主体のスキルを活かして、デザイン性の高い屋台や滞留空間等のデザインを行い、魅力的な実施風景を演出する。
- ・道路空間における飲食店舗の出店のノウハウの共有等を通じて、他地区における更なる道路空間活用の促進を期待することができる。

■事業期間

- ・2015年10月24日（土）から10月25日（日）まで 11:00～19:00
：GREEN BLVD MARKET 通りで楽しむ食の2日間
- ・2015年10月26日（月）から10月30日（金）まで 12:00～14:00
：PUBLIC PARKLET IKEBUKURO
(・2015年10月19日（月）から11月7日（土）まで 11:00～20:00
：オープンカフェ)
(・2015年10月31日（土）から11月1日（日）まで 11:00～17:00
：ブクロマルシェ)

※10月25日は、強風の影響で、16時で中止

※パークレットの設置は、10月24日～10月25日も実施

※オープンカフェ及びブクロマルシェは、過去の同地区における社会実験の延長線上にある取り組みであったため、本実証事業の支援対象からは除外している（下表赤枠が本実証事業の実施範囲）

事業内容一覧

企画名	オープン カフェ	店舗の出店		出店料 の徴収	パークレッ トの設置
		物販	飲食		
オープンカフェのみ(10/19 (月)～10/23(金)、11/2 (月)～11/7(土))	○	×	×	×	×
GREEN BLVD MARKET 通りで 楽しむ食の2日間 (10/24(土)、25(日))	○	×	○※1	○※2	○
PUBLIC PARKLET IKEBUKURO (10/26(月)～10/30(金))	○	×	○	×	○
ブクロマルシェ (10/31(土)、11/1(日))	○	○	×	○	×

※1 24日は12店舗、25日は11店舗が出店(カフェ、バー、イタリアン、中華、エスニック等)

※2 出店者から10,800円(税込)/2日(1日のみの出店の場合は9,720円(税込))の出店料を徴収

■事業内容

□GREEN BLVD MARKET 通りで楽しむ食の2日間(2015年10月24日(土)～10月25日(日))

①及び②に挙げる可動椅子・テーブル及びベンダーは、極力固めて配置し、店舗の密度感、滞留空間における人の密度感に配慮した。10月24日(土)の状況を観察し、10月25日(日)は、ベンダーを駅側に寄せてより密度高く配置し直している(次々頁配置図参照)。

①可動椅子、テーブル設置(過去の実験と同じ内容)

- ・誰でも自由に動かすことのできる椅子とテーブルを配置
- ・実施時間外は、各椅子、テーブルは目の前のカフェ等の飲食店に保管
- ・設営、撤去は各店舗で実施
- ・カフェで品物を購入しなくても、誰もが利用することが可能



②ベンダー設置(飲食店舗)

- ・特注リアカーに布製の屋根を付けたデザイン性の高いベンダー(移動式屋台)を配置(利用者、出店者双方から好評)
- ・リアカー内部は収納になっており、出店者の各種備品を収納することが可能
- ・平成27年春の社会実験で作成したものの強度を補強



- ・実験期間中 24 日の夜は、現在工事中の南池袋公園の一角で保管（前回の社会実験から本事業まで間は、区の施設に保管）
- ・ベンダーカーを利用して、24 日は 12 店舗、25 日は 11 店舗が出店（カフェ、バー、イタリアン、中華、エスニック等）
- ・発電機を使用した夜間照明を実施したかったが、燃料の使用が交通管理者協議によって認められなかったため、ベンダーには電池式照明を設置（その他場所にも明るさ確保のため、充電式・電池式照明を設置）。また、調理器具についても、ガスボンベを用いずに、カセットコンロで対応



③ハイカウンター設置

- ・立ったまま利用することのできる背の高いテーブルを設置（利用者のみが利用）
- ・短時間でも気軽に利用することができ、滞留方法のバラエティを示す



④パークレット（共用飲食スペース）設置

- ・人工芝の上に可動椅子、テーブル、パラソル、植栽を配置した共用飲食スペースを 2 箇所設置
- ・本事業では、実施主体側で整備を行ったが、将来的には、サンフランシスコ市のパークレットのように、沿道の店舗が整備・維持管理を行う場となることを標榜している



⑤各種調査の実施

- ・歩行者交通量／利用者数調査、利用者アンケート調査、出店者アンケート調査、店舗売上調査といった調査を実施
- ・調査はアルバイトと運営中心スタッフが実施

□PUBLIC PARKLET IKEBUKURO（2015 年 10 月 26 日（月）－10 月 30 日（金））

①可動椅子、テーブル設置

- ・GREEN BLVD MARKET 通りで楽しむ食の 2 日間と同じ

②ベンダー設置（飲食店舗）

- ・2 店舗が出店
- ・実施時間外は、各椅子、テーブルは、Knit Green 実行委員会代表の関本氏の店舗の駐車場に保管

③パークレット（共用飲食スペース）設置

- ・JR 池袋駅側の 1 箇所のみ配置

配置図 (10月24日(土))



配置図 (10月25日(日))



配置図 (10月26日(月) - 10月30日(金))



交差点部に当たるため、交通管理者との協議で占有物を設置することができない場所

沿道建物へのアクセスのため、占有物を設置することができない場所

距離を離して占有物を設置する必要がある既存施設



3. 4. 5 実証事業の結果

■歩行者交通量／利用者数／店舗売上調査

- ・歩行者交通量、利用者数については、調査員により現地計測を行った。
- ・店舗売上については、各出店者にアンケート票を配布し、記入していただいた。
- ・ベンダーが多数出店した10月24日（土）については、店舗購入者数は約800人であったが、10月25日（日）については、強風の影響で、16時で中止としたため、店舗利用者数は、約570人に留まった。
- ・1店舗当たりの売上高は、10月24日（土）は約33,000円、10月25日（日）は約22,000円となっている。出店者からは10,800円（税込）/2日（1日のみの出店の場合は9,720円（税込））の出店料を徴収しているが、これについて、6割超の出店者が「ちょうどよい」と回答していることから、出店について概ね満足が得られた。しかし、概ねの傾向としては、駅から離れた出店者であるほど、売り上げ的に苦戦している。
- ・歩行者交通量は、10月24日（土）は約7,700～10,800人/8h（約4,700～6,400人/5h（11:00～16:00））、10月25日（日）は約4,400～4,800人/5hであった。いずれの日も池袋駅に近い地点の交通量の方が多い。また、通常時と比較すると、平日、休日共に交通量が多い。

企画ごとの店舗購入者数、店舗売上、歩行者交通量

企画名	実施日時	店舗購入者数	店舗売上	概算歩行者交通量※
GREEN BLVD MARKET 通りで楽しむ食 の2日間	2015年 10月24日（土） 11:00～19:00	796人/8h	33,258円/店	7,700～10,800人/8h (4,700～6,400人/5h (11:00～16:00))
	2015年 10月25日（日） 11:00～16:00	565人/5h	21,509円/店	4,400～4,800人/5h
PUBLIC PARKLET IKEBUKURO	2015年 10月26日（月）～ 10月30日（金） 11:00～16:00	12～32人/2h	—	3,800～4,600人/2h
通常時	2015年 7月11日（土）	—	—	4,000～5,000人/5h
	2015年 7月15日（水）	—	—	2,900～3,500人/2h

※5分間の通行量を12倍して時間交通量を推計

10月24日（土）の地点別歩行者交通量

時間	三菱東京UFJ 銀行前	大和証券前	フレッシュネ スバーガー前	キンコーズ前	カフェドクリ エ前
11時台	1,040	864	931	789	759
12時台	1,294	1,202	1,064	1,001	963
13時台	1,423	1,067	1,184	908	1,057
14時台	1,549	1,230	1,007	924	966
15時台	1,110	986	1,043	818	985
小計	6,416	5,349	5,229	4,440	4,730
16時台	1,504	1,504	1,070	783	1,054
17時台	1,533	1,052	1,075	1,490	1,067
18時台	1,299	1,046	819	883	870
小計	4,336	3,602	2,964	3,156	2,991
合計	10,752	8,951	8,193	7,596	7,721

10月25日（日）の地点別歩行者交通量

時間	三菱東京UFJ 銀行前	大和証券前	フレッシュネ スバーガー前	キンコーズ前	カフェドクリ エ前
11時台	799	678	706	789	799
12時台	1,110	854	1,005	1,001	901
13時台	1,182	1,067	954	908	843
14時台	1,113	842	944	924	844
15時台	632	1,054	979	818	1,024
合計	4,836	4,495	4,588	4,440	4,411

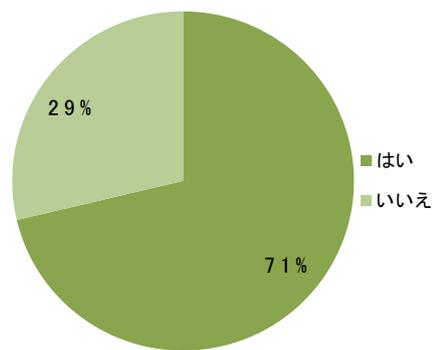


歩行者交通量調査地点

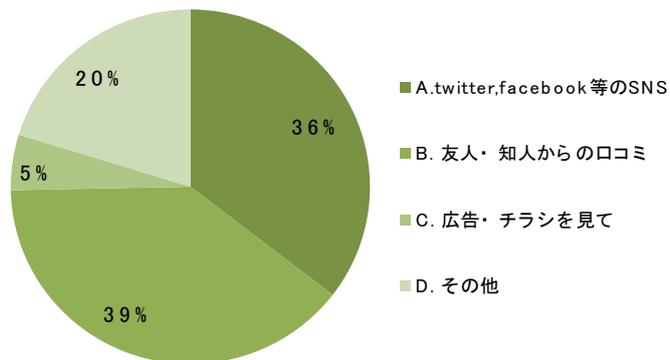
■利用者アンケート調査（10月24日（土）、25日（日）のみ）

- ・利用者に対し、アンケート調査票を配布し、自計式で記入していただいた（N=108）。
- ・利用者の約7割が事前に本取り組みを知っており、その情報源としては、約4割がtwitterやfacebook等のSNSでの告知であった。

Q1. このマーケットについて、事前にご存知でしたか？

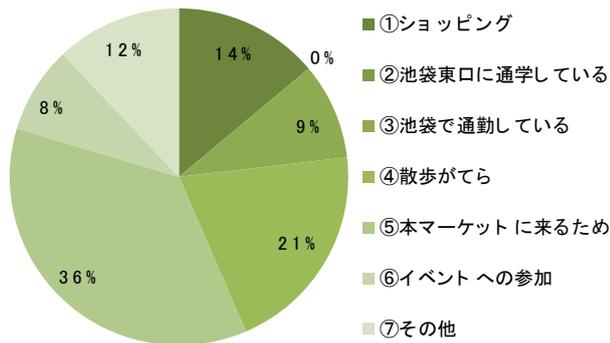


→ 「はい」を選択した方は、どこで情報を得たか以下の選択肢よりお選び下さい。

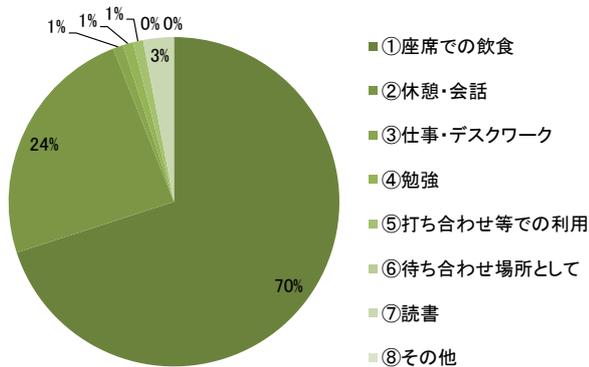


- ・「散歩がてら」に池袋東口に来訪した利用者が多く、「座席での飲食」や「休憩・会話」で利用した人が全体の95%を占めている。
- ・グリーン大通りを訪れる頻度は、「年に数回程度」の人が最も多く、次に訪れる目的としても「通過」と7割以上の方が回答していることから、本取り組みを体験するために、目的的に来訪した人が多いことが想定される。

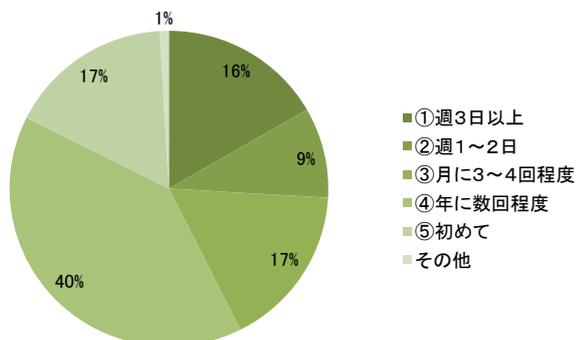
Q2. 本日の池袋東口への来訪目的は何ですか？



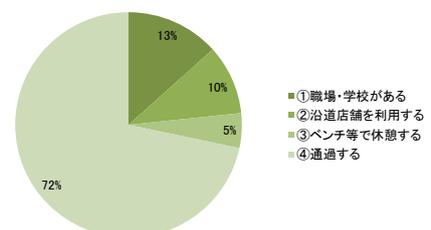
Q3. 今回のマーケットの主な利用目的は何ですか？



Q4-1. グリーン大通りにはどのくらいの頻度で訪れますか？



Q4-1-2. また、訪れる目的は何ですか？



- ・ 普段のグリーン大通りに対する良い印象としては、「歩きやすい」、「道が広い」、「緑・気が多い」、「歩道がきれい」等の道路基盤の良質さに関する印象が多く挙げられている。
- ・ 一方、悪い印象としては、「夜暗い」、「銀行が多く、飲食店が少ない」、「人通りが少ない」、「特に印象がない」等が主に挙げられている。

Q4-2. 普段のグリーン大通りの印象を教えてください（例：歩きやすい。夜間の照明が暗い）。

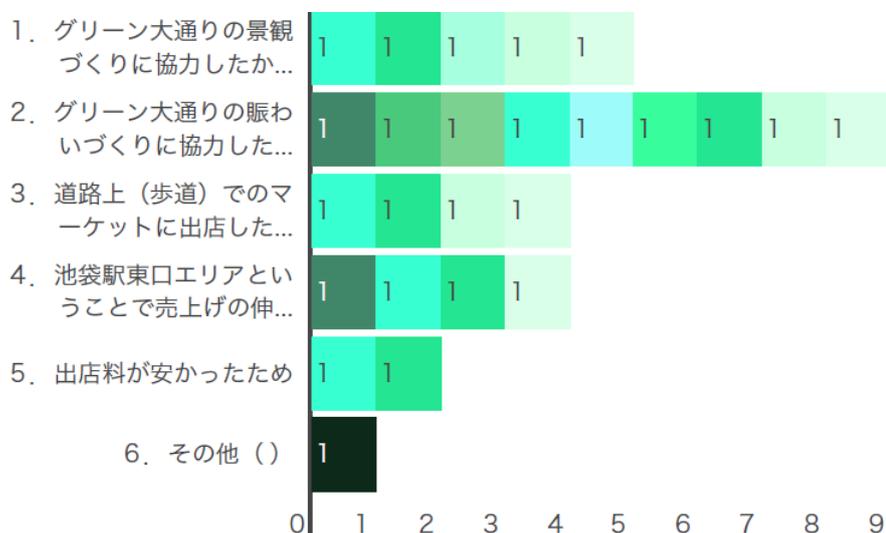


※アンケートの自由記述において、出現頻度が高い単語を複数選び出し、その頻度に応じた大きさで図示

■出店者アンケート調査（10月24日（土）、25日（日）のみ）

- ・継続的な道路空間活用に向けて、出店料の妥当性や道路上での飲食店舗の出店の利益構造を検証する素材を入手するため、各出店者にアンケート票を配布し、記入していただいた（N=11）。
- ・マーケットへの出店は初めての店舗が半数超であるものの、「グリーン大通りの景観づくりに協力したかった」、「グリーン大通りの賑わいづくりに協力したかった」という地域貢献的な目的意識を持って、出店してくれた店舗が多い。
- ・事業としての可能性については、「やや満足」以上の回答を行った店舗が7割超であり、継続的な展開が期待される。

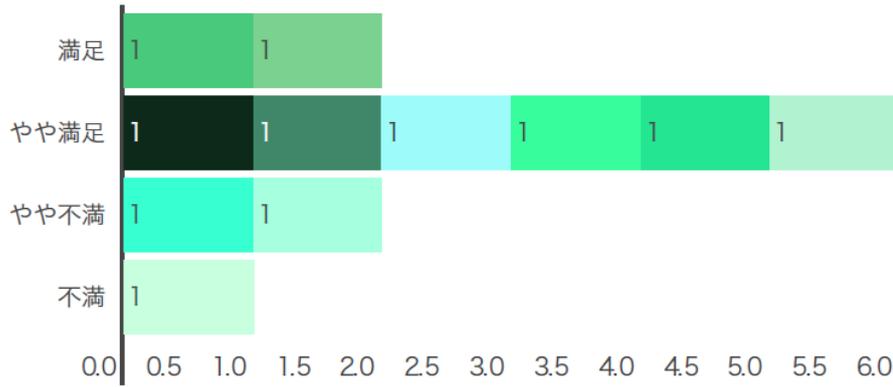
マーケットを出店されたきっかけを教えてください。



マーケットの出店は初めてですか？

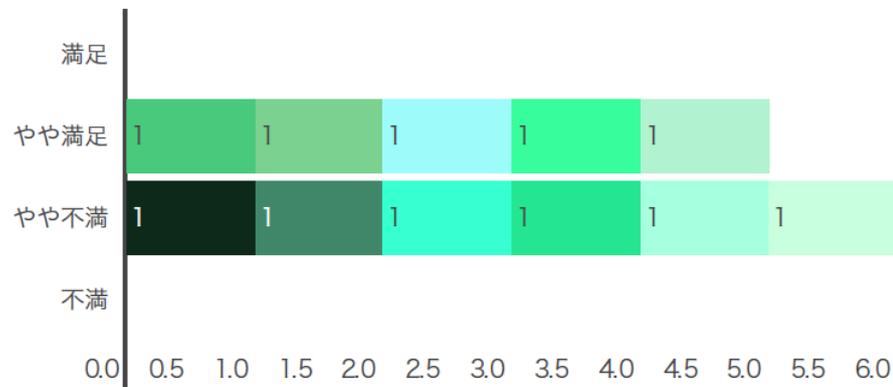


事業としての可能性についてはどう感じましたか？

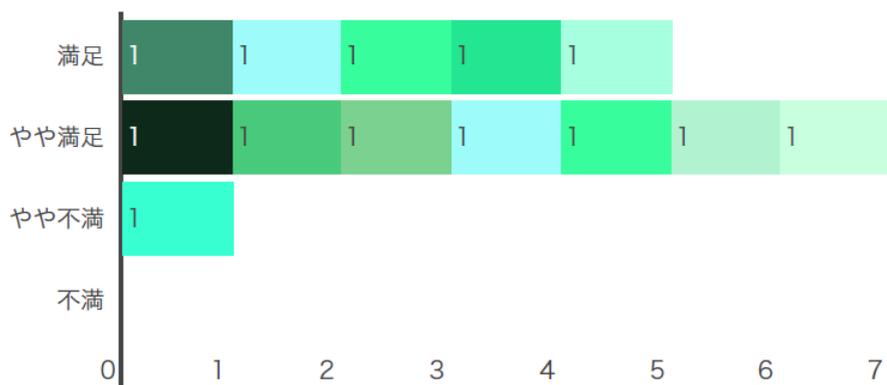


- ・屋台等のデザイン性や管理状況については、満足感を感じているものの、来客数や歩行者通行量については不満を感じている店舗が多い。

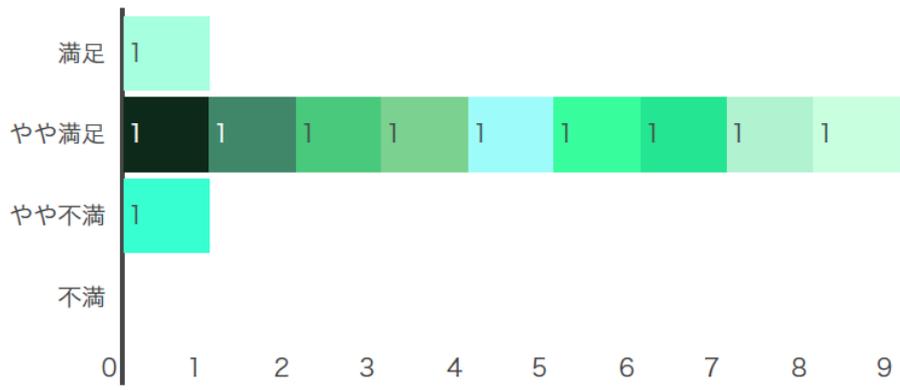
来店客数（歩行者通行量）はどうでしたか？



屋台等のデザイン性はどうでしたか？



管理状況（清掃状況を含む）はどうでしたか？

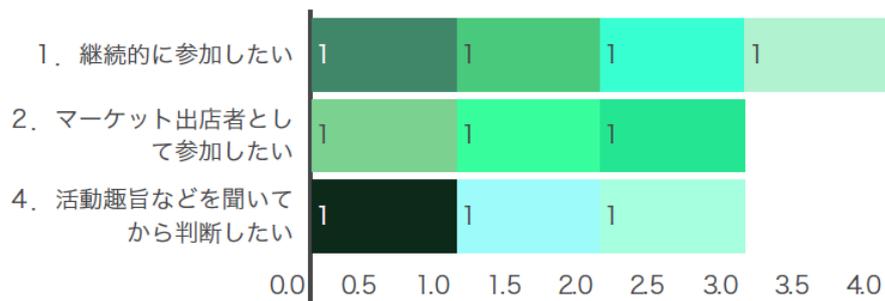


- ・出店料については、6割超の店舗が「ちょうどよい」と回答しているが、「高い」と回答している店舗も一定数存在する。
- ・今後、GREEN BLVD MARKET 等、Knit Green 実行委員会の活動への参加については、前向きな回答を寄せている。

出店料についてどう思いますか？



今後、GREEN BLVD MARKET 等、Knit Green 実行委員会の活動に参加したいですか？



3. 4. 6 実証事業の評価

- ・天候に恵まれた10月24日（土）は約800人の利用者が店舗を利用し、通りの交通量も増加した。また、利用者アンケートによると、利用目的として、座席での飲食を挙げている方が全体の7割を占めており、本事業で準備した飲食店舗や椅子等を多くの方に実際に活用してもらうことができ、道路空間において飲食店舗を展開するニーズがあること及び、それが賑わいづくりに一定程度寄与することが確認できた。
- ・期間は休日のみと限定的であったが、飲食店舗出店者から出店料を徴収し、出店者アンケートによってその評価を把握することで、事業の恒常化に向けた有益な情報をストックすることができた。出店者アンケートによると、最も人通りの多かった10月24日（土）でも、歩行者通行量がまだ少ないと感じている出店者が多く、また1日当たりの売上高は35,000円弱と出店料の支出、屋外店舗専用のスタッフの用意等を考えると、決して多いとは呼べない状況であったことが推定されるが、多くの出店者が継続的な事業としての可能性を感じ、今後のKnit Green実行委員会の活動への参加に対して、前向きな回答をしてくれており、事業の継続可能性を確認することができた。
- ・多くの利用者がパークレットを利用していたことから、歩道舗装面と差別化した滞留空間を創出することの有効性が確認できた。
- ・主催者側が特に意識をして製作したベンダーのデザインについて、利用者アンケートでは、おしゃれであるという評価がなされており、デザインの質を高め、人を惹きつけるという、事業の狙い通りの印象を与えることに成功した。
- ・利用者アンケートによると、普段のグリーン大通りは、銀行が多く、飲食店が少ないことで、人通りが少なく、特に印象が薄い空間であると人々は認識しているが、本事業期間中は、おしゃれでにぎやかで居心地がよい空間であるという印象を抱いた利用者が多く、池袋駅周辺という人の集積が大きい場所における本事業の実施を通じて、都市空間の魅力向上やまちのにぎわいの創出等を多くの方に実証的に示すことができた。
- ・本事業の実施に当たっては、SNS等のデジタルメディアでの情報発信を積極的に行ったが、利用者アンケートによると、約4割の方がSNSを見て、現地を訪れており、公共空間活用を実施する際の広報戦略としてもSNSは有効であることが分かった。

3. 4. 7 継続的实施に向けた課題

- ・本事業の実施に当たっては、Knit Green 実行委員会のメンバーは、本業を他に持ちながらも、ボランティア的に活動を行っているが、道路空間を活用した飲食店舗や滞留空間を継続的に設置・運営していくためには、企画・実行を実施するための資金の確保が必要となる。
- ・出店者アンケートによると、出店料について、6割超の店舗が「ちょうどよい」と回答をしているものの、残りの出店者は「高い」と回答している（「無料にすべき」という回答はなし）と共に、駅から離れるほど売上げが苦戦している状況を踏まえると、交通量の多い池袋駅側から離れるに当たって、傾斜的に出店料を設定する等の工夫によって、出店者に理解を得やすい料金体系とし、事業実施の原資を適切に確保することが必要である。また、フリーペーパーへの広告掲載に対し、出店者に協賛費を負担してもらう予定であったが、許認可に係る関係機関協議が直前までかかり、当該事項に係る出店者調整を実施する時間がなかったため、今回は協賛費の徴収は見送り、無償で全出店者の広告を掲載しているが、継続的に事業実施を行う場合は、出店者から広告料（必ずしもフリーペーパーに限定するものではない）を徴収し、それを一つの原資とすることも検討することが考えられる。
- ・事業の恒常化に当たっては、日々夜間は撤去すべき占用物と常設しておいてよい占用物の区分について、関係機関と協議を行うことが必要となる。また、夜間撤去すべき占用物については、その保管場所をいかに確保するかも課題となる。
- ・店舗数や座席数の少なさについては利用者から指摘を受けている。本事業では、公園管理者等との協議の結果、現在整備中の近隣の南池袋公園等の活用を実施することができなかったが、公園の活用も含めて規模の拡大を図り、エリアとしての取り組みに発展されていくことが重要である。
- ・本事業では、過去のオープンカフェの実施時間（20時まで）を超える夜遅くまでの営業や燃料を用いる調理器具や発電機の利用を実現することができなかったが、これらを交通管理者等の関係機関に認めてもらうためには、事業実施に当たって出店者に事前の安全講習の受講を義務付ける等の工夫を行うことが考えられる。